



岐阜県地域便覧

岐阜県清流の国推進部市町村課

令和6年11月

(注)

本書記載の内容は、特に表記しない限り令和6年4月1日を基準とする。

なお、人口、面積は次のとおりである。

人口…令和2年国勢調査確定値

面積…令和6年全国都道府県市区町村別面積調（R6.1.1現在）の市町村面積

※合併した市町村の旧町村区域、市町村の一部区域の面積については、指定時等の面積を表記する。その他、指定時に面積根拠が別にあるものは、その面積を表記する。

目 次

第1部 特定地域政策の体系とその概要

(1) 地域開発関係法律の体系	1
ア 地域総合開発を目的とするもの	1
イ 工業拠点開発等産業振興を目的とするもの	2
ウ 特定の事業、特定の公共事業の振興を目的とするもの	2
エ 財政援助、金融を目的とするもの	3
(2) 地域開発制度における地域区分 — 本県関係分	4
(3) 財政上の特別措置	12
ア 財政上の特別措置の対象市町村一覧 — 本県関係分	12
イ 財政上の援助措置	15

第2部 地域指定区分図

(1) 財政上の特別措置のあるもの	31
ア 中部圏都市開発区域	31
イ 豪雪地帯・特別豪雪地帯	33
ウ 振興山村地域	35
エ 過疎地域	37
オ 水源地域	39
カ 振興拠点地域	41
キ 特定農山村地域	43
ク 低開発地域工業開発地区	45
ケ 農村産業法対象区域	47
コ 地方拠点都市地域	49
サ 促進区域（地域未来投資促進法）	51
シ 積雪寒冷特別地域	53
ス 辺地	55
セ 棚田指定地域	59

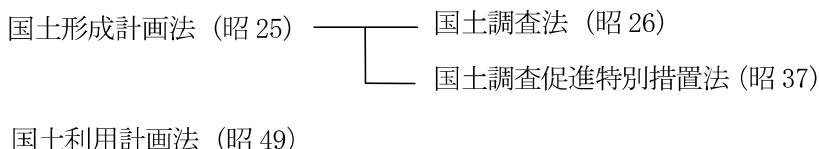
ソ	地域再生計画区域	63
(2)	その他の地域指定	65
ア	中部圏保全区域	65
イ	都市計画区域等	67
ウ	自然環境保全地域・緑地環境保全地域	71
エ	自然公園指定区域	73
オ	農業振興地域	75
カ	森林計画区域	79
キ	地震防災対策強化地域	81
第3部 資 料		
(1)	人口の推移	83
(2)	産業別就業者数	85
(3)	財政力指数	87
(4)	市町村コード表	89
(5)	岐阜県内の合併状況	90
(6)	白 地 図	91

第1部 特定地域政策の体系とその概要

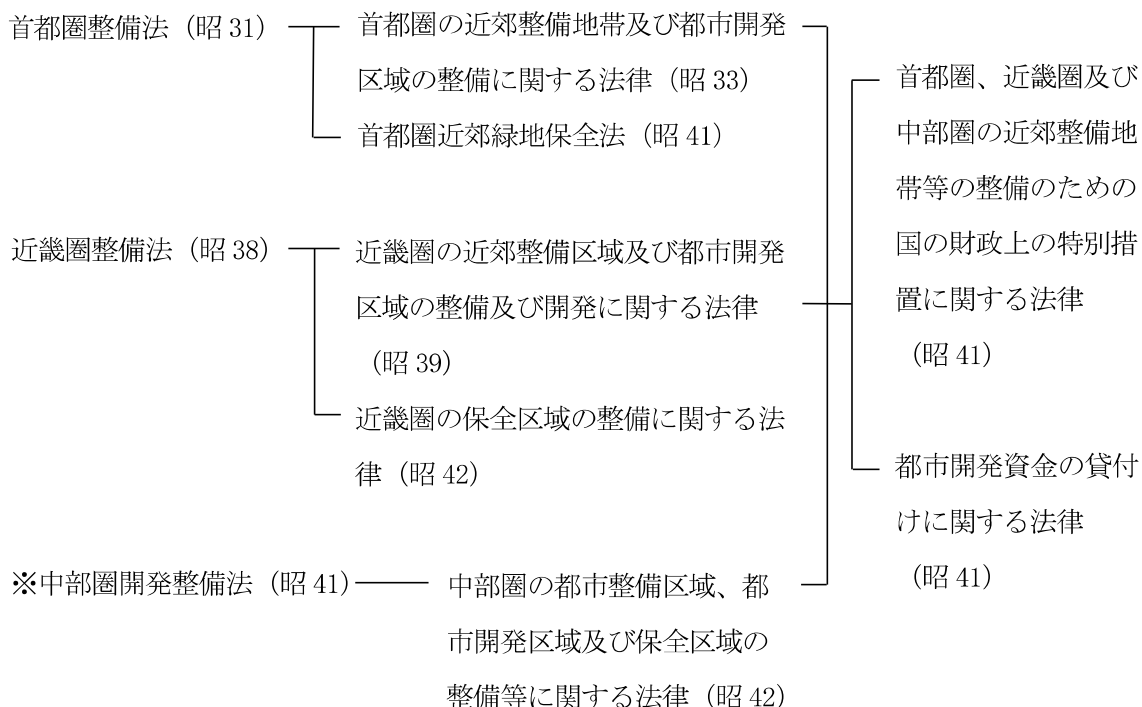
(1) 地域開発関係法律の体系 (※印は本県関係分(全国対象は除く。))

ア 地域総合開発を目的とするもの

○全国を対象とするもの



○大都市圏を対象とするもの



○特定地域を対象とするもの

- 特殊土地地帯災害防除及び振興臨時措置法 (昭27)
- 離島振興法 (昭28)
- 奄美群島振興開発特別措置法 (昭29)
- ※豪雪地帯対策特別措置法 (昭37)
- ※山村振興法 (昭40)
- 古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法 (昭41)
- 小笠原諸島振興開発特別措置法 (昭44)

筑波研究学園都市建設法（昭 45）

沖縄振興開発金融公庫法（昭 47）

※水源地域対策特別措置法（昭 48）

特定市街化区域農地の固定資産税の課税の適正化に伴う宅地化促進臨時措置法（昭 48）

活動火山対策特別措置法（昭 48）

石油コンビナート等災害防止法（昭 50）

大規模地震対策特別措置法（昭 53）

明日香村における歴史的風土の保存及び生活環境の整備等に関する特別措置法（昭 55）

北方領土問題等の解決の促進のための特別措置に関する法律（昭 57）

半島振興法（昭 60）

総合保養地域整備法（昭 62）

関西文化学術研究都市建設促進法（昭 62）

※多極分散型国土形成促進法（昭 63）

※地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律（平 4）

※特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律（平 5）

※環境基本法（平 5）

※農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律（平 6）

沖縄振興特別措置法（平 14）

※棚田地域振興法（令元）

※過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令 3）

イ 工業拠点開発等産業振興を目的とするもの

※低開発地域工業開発促進法（昭 36）

※農村地域への産業の導入の促進等に関する法律（昭 46）

※地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（平 19）

ウ 特定の事業、特定の公共事業の振興を目的とするもの

※積雪寒冷特別地域における道路交通の確保に関する特別措置法（昭 31）

特定港湾施設整備特別措置法（昭 34）

エ 財政援助、金融を目的とするもの

後進地域の開発に関する公共事業に係る国の負担割合の特例に関する法律（昭 36）

※辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭 37）

都市開発資金の貸付けに関する法律（昭 41）

成田国際空港周辺整備のための国の財政上の特別措置に関する法律（昭 45）

※公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（昭 46）

防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置等に関する法律（昭 47）

国際観光文化都市の整備のための財政上の措置等に関する法律（昭 52）

※地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（昭 55） …………… 地震防災対策強化地域

株式会社日本政策投資銀行法（平 19）

(2) 地域開発制度における地域区分 ー本県関係分ー

○国土計画関係

区 分	地 域 の 定 義 等	根 拠 法 令
中 部 圏 (広域地方計画 区域)	<p>愛知県、三重県、長野県、岐阜県及び静岡県の区域を一体とした区域（広域地方計画区域）において、国土の利用、整備及び保全（以下「国土の形成」という。）に関して、次に掲げる事項を広域地方計画として定める。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 当該区域における国土の形成に関する方針 2 当該区域における国土の形成に関する目標 3 当該区域における前号の目標を達成するために1つの県の区域を超える広域の見地から必要と認められる主要な施策に関する事項 	<p>国土形成計画法第9条 同法施行令第1条</p>

○大都市圏関係

区 分	地 域 の 定 義 等	根 拠 法 令
中 部 圏	<p>富山県、石川県、福井県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県の区域を一帯とした広域</p> <p>「都市整備区域」 産業の開発の程度が高く、さらに経済の発展が予想される地域で、当該地域の発展の進度に応じ、都市の機能が十分に発揮されるよう計画的に基盤整備を行う必要がある区域で国土交通大臣が指定した区域</p> <p>「都市開発区域」 中部圏の均衡ある発展を図るため、都市整備区域以外の中部圏の地域のうち、工業等の産業都市その他当該地域の発展の中心的な都市として開発整備することを必要とする区域で国土交通大臣が指定した区域</p> <p>「保全区域」 国土交通大臣が、中部圏の地域内において観光資源を保全し、若しくは開発し、緑地を保全し、又は文化財を保存する必要があると認めて指定した区域</p> <p>※今後、特に記載がない限り、「中部圏」とは、中部圏開発整備法に基づく区域を指す。</p>	<p>中部圏開発整備法第2条 同法第13条</p> <p>同法第14条</p> <p>同法第16条</p>

○特定地域関係

区 分	地 域 の 定 義 等	根 拠 法 令
<p>豪雪地帯・特別 豪 雪 地 帯</p>	<p>積雪が特にはなほだしいため、産業の発展が停滞的で、かつ、住民の生活水準の向上が阻害されている地域で、国土交通大臣、総務大臣及び農林水産大臣が積雪の度その他の事情を勘案して政令で定める基準に従い、かつ、国土審議会の意見を聴いて、道府県の区域の全部又は一部を指定した地帯</p>	<p>豪雪地帯対策特別 措置法第2条 豪雪地帯の指定基 準に関する政令</p>
<p>山 村 (振興山村)</p>	<p>[山村] 林野面積の占める比率が高く、交通条件及び経済的、文化的諸条件に恵まれず、産業基盤及び生活環境の整備等が他の地域に比較して十分に行われていない山間地その他の地域で、政令で定める要件に該当するもの (政令で定める要件) ①旧農林業センサス規則に基づく林業調査の結果による旧市町村(昭25.2.1現在)の区域に係る林野率が0.75以上であり、かつ、人口密度が1町歩当たり1.16人未満である。 ②自然的、社会的、財政的事情等により交通通信施設、生活基盤施設、国土保全施設、文教施設、厚生施設の整備が十分に行われていない。 [振興山村] 主務大臣が、都道府県知事の申請に基づき、関係行政機関の長に協議し、かつ、国土審議会の意見を聴いて、山村振興に関する計画を作成し、これに基づいてその振興を図ることが必要かつ適当であるとして指定した山村</p>	<p>山村振興法第2 条、第7条 同法施行令第1条 同法施行規則第1 条</p>

区 分	地 域 の 定 義 等	根 拠 法 令
過 疎 地 域	<p>一 次のいずれかに該当し、かつ、地方交付税法（昭和二十五年法律第二百十一号）第十四条の規定により算定した市町村の基準財政収入額を同法第十一条の規定により算定した当該市町村の基準財政需要額で除して得た数値（第十七条第九項を除き、以下「財政力指数」という。）で平成二十九年度から令和元年度までの各年度に係るものを合算したものの三分の一の数値が〇・五一以下であること。ただし、イ、ロ又はハに該当する場合においては、国勢調査の結果による市町村人口に係る平成二十七年の人口から当該市町村人口に係る平成二年の人口を控除して得た人口を当該市町村人口に係る同年の人口で除して得た数値が〇・一未満であること。</p> <p>(イ) 国勢調査の結果による市町村人口に係る昭和五十年の人口から当該市町村人口に係る平成二十七年の人口を控除して得た人口を当該市町村人口に係る昭和五十年の人口で除して得た数値（以下この項において「四十年間人口減少率」という。）が〇・二八以上であること。</p> <p>(ロ) 四十年間人口減少率が〇・二三以上であって、国勢調査の結果による市町村人口に係る平成二十七年の人口のうち六十五歳以上の人口を当該市町村人口に係る同年の人口で除して得た数値が〇・三五以上であること。</p> <p>(ハ) 四十年間人口減少率が〇・二三以上であって、国勢調査の結果による市町村人口に係る平成二十七年の人口のうち十五歳以上三十歳未満の人口を当該市町村人口に係る同年の人口で除して得た数値が〇・一一以下であること。</p>	過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第2条

	<p>(二) 国勢調査の結果による市町村人口に係る平成二年の人口から当該市町村人口に係る平成二十七年の人口を控除して得た人口を当該市町村人口に係る平成二年の人口で除して得た数値が〇・二一以上であること。</p> <p>二 四十年間人口減少率が〇・二三以上であり、かつ、財政力指数で平成二十九年度から令和元年度までの各年度に係るものを合算したものの三分の一の数値が〇・四以下であること。ただし、国勢調査の結果による市町村人口に係る平成二十七年の人口から当該市町村人口に係る平成二年の人口を控除して得た人口を当該市町村人口に係る同年の人口で除して得た数値が〇・一未満であること。</p>	
水源地域	<p>指定ダム（国、地方公共団体又は独立行政法人水資源機構が建設するダムのうち、その建設により相当数の住宅又は相当の面積の農地が水没するダムで政令で指定するもの）及び指定湖沼水位調節施設（国、地方公共団体又は独立行政法人水資源機構が建設する湖沼水位調節施設で政令で指定するもの）により河川の流水が貯留される土地の区域の全部又は一部をその区域に含む市町村の区域のうち、指定ダム等の建設によりその基礎条件が著しく変化すると認められる地域</p>	水源地域対策特別措置法第3条
振興拠点地域	<p>都道府県が、当該都道府県内の特定の地域について、当該地域の特性に即した産業、文化、学術、研究、交流等に関する特色ある機能を集積させるための事業の総合的かつ計画的な実施を促進することにより、当該地域をその周辺の相当程度広範囲の地域の振興の拠点として開発整備するため、関係市町村と協議の上、当該開発整備に関する基本的な構想（「振興拠点地域基本構想」）を作成し、主務大臣の同意を受けた地域</p>	多極分散型国土形成促進法第7条

区 分	地 域 の 定 義 等	根 拠 法 令
特定農山村地域	<p>地勢等の地理的条件が悪く、農業の生産条件が不利な地域であり、かつ、土地利用の状況、農林業従事者数等からみて農林業が重要な事業である地域（以下の各号に該当する地域）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 次のいずれかに該当すること <ol style="list-style-type: none"> イ 区域内の田(畑)の面積のうち急傾斜田(畑)の割合が50%以上、かつ、区域内の耕地面積のうち田(畑)の割合が33%以上 ロ 林野率75%以上 2 農林地面積が81%以上又は農林業従事者数が15歳以上人口の10%以上 3 中部圏開発整備法に規定する都市整備区域でないこと 4 人口10万人未満であること 	<p>特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律第2条 同法施行令第1条</p>
低開発地域工業開発地区	<p>産業の開発の程度が低く、かつ、経済の発展の停滞的な地域（低開発地域）のうち、その地区内の工業の開発を促進することにより低開発地域における工業の開発を促進すると認められる地区で政令で定める要件（①工業用地、工業用水、労働力の確保及び輸送施設の整備が容易 ②市が含まれている場合は ㊦ 第1次産業就業者比率が全国の市の平均比率より大であり、又は第2次産業比率が全国の市の第2次産業比率より小であること、かつ、㊧ 財政力指数0.72未満であること）をそなえているもので、関係都道府県知事の申請に基づき、国土交通大臣が指定したもの</p>	<p>低開発地域工業開発促進法第2条 同法施行令第1条</p>

区 分	地 域 の 定 義 等	根 拠 法 令
農村産業法 対象区域	<p>地域への産業の導入を積極的かつ計画的に促進するとともに、農業従事者がその希望及び能力に従ってその導入される産業に就業することを促進するための措置を講じ、並びにこれらの措置と相まって農地の集団化その他農業構造の改善を促進するための措置を講ずることにより、農業とその導入される産業との均衡ある発展を図るとともに、雇用構造の高度化に資する地域であって、次に掲げる市町村の区域</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 農業振興地域の整備に関する法律第6条第1項の規定により指定された農業振興地域又は同法第4条第1項の農業振興地域整備基本方針において農業振興地域として指定することを相当とする地域として定められた地域の区域の全部又は一部がその区域内にある市町村 2 1以外の市町村であって、山村振興法第7条第1項の規定により指定された振興山村の区域の全部又は一部がその区域内にあるもの 3 1, 2以外の市町村であって、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第2条第1項に規定する過疎地域をその区域とするもの 	農村地域への産業の導入の促進等に関する法律第1条、第2条
地方拠点都市地域	<p>地方の発展の拠点となるべき地域であって、次の要件に該当するもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人口及び行政、経済、文化等に関する機能の過度集中地域及びその周辺の地域で政令で定めるもの以外の地域 ・地域社会の中心となる地方都市及びその周辺の地域の市町村からなる地域 ・自然的経済的社会的条件からみて一体として整備を図ることが相当と認められる地域 ・その地域の整備を図ることが地方の発展の拠点を形成する意義を有すると認められる地域 	地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律第2条

区 分	地 域 の 定 義 等	根 拠 法 令
促 進 区 域 (地域未来投資促進法)	自然的経済的社会的条件からみて一体である地域のうち、市町村及び県が地域経済牽引事業の促進に関する基本的な計画（基本計画）に定めて主務大臣の同意を得た区域	地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第4条
指 定 棚 田 地 域	<p>○ 法律上「自然的社会的諸条件からみて一体的な日常生活圏を構成していると認められる棚田を含む一定の地域で政令で定める要件に該当するもの」</p> <p>【政令で定める要件】</p> <p>①昭和25年2月1日における市町村(旧旧市町村)の区域であること</p> <p>②区域内の勾配が1/20の土地にある一団の棚田の面積が1ha以上であること</p> <p>○ 上記要件を満たす棚田地域のうち、法第7条第1項の規定により、</p> <p>①棚田等の保全を図るため、当該棚田地域の振興のための措置を講ずることが適当であると認められること</p> <p>②当該棚田地域に係る棚田地域振興活動が円滑かつ確実に実施されると見込まれること</p>	棚田地域振興法第7条第1項
地域再生計画区域	地方公共団体が行う自主的かつ自立的な取組による地域経済の活性化、地域における雇用機会の創出その他の地域の活力の再生を総合的かつ効果的に推進するため、地方公共団体によって策定された地域再生計画により指定された区域	地域再生法第1条、第5条第2項

○特定事業の振興関係

区 分	地 域 の 定 義 等	根 拠 法 令
積雪寒冷特別地域	積雪寒冷の度が特にはなはだしい地域 2月の積雪の深さの最大値の累年平均（最近5ヶ年以上の間における平均をいう）が50センチメートル以上の地域又は1月の平均気温の累年平均が摂氏零度以下の地域内の道路を一定の基準により指定する。	積雪寒冷特別地域における道路交通の確保に関する特別措置法第1条 同法施行令第1条

○財政援助関係

区 分	地 域 の 定 義 等	根 拠 法 令
辺 地	交通条件及び自然的、経済的、文化的諸条件に恵まれず、他の地域に比較して住民の生活文化水準が著しく低い山間地、その他のへんぴな地域で、住民の数その他について政令で定める要件（当該地域の中心（固定資産課税台帳に登録された宅地の3.3㎡当たりの価格が最高である地点）を含む5km ² 以内の面積の区域の人口が50人以上であり、かつ、辺地度点数が100点以上であること）に該当しているもの	辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第2条 同法施行令第1条 同法施行規則第1条、第2条、第3条
地震防災対策強化地域	大規模な地震が発生するおそれが特に大きいと認められる地殻内において、大規模な地震が発生した場合に著しい地震災害が生ずるおそれがあるため、地震防災に関する対策を強化する必要がある地域として内閣総理大臣があらかじめ関係都道府県知事の意見を聴き、指定するもの	大規模地震対策特別措置法第3条 地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律第2条、第3条

(3) 財政上の特別措置

ア 財政上の特別措置の対象市町村一覧 ー本県関係分ー

		中 部 圏	豪 雪 地 帯	山 村	過 疎	水 源	振 興 拠 点	特 定 農 山 村	低 工 業 開 発 開 地 域 発	農 村 産 業 法 対 象 区 域	地 方 拠 点 都 市	積 雪 寒 冷 特 別	促 進	辺 地	指 定 棚 田	地 域 再 生 計 画
岐 阜 地 域	岐 阜 市	○								○			○			○
	羽 島 市	○								○			○			○
	各 務 原 市	○△								○			○			○
	山 県 市	○	○	④④⑦	○			○		○			○	4		○
	瑞 穂 市	○						○		○			○			○
	本 巢 市	○△	○	④⑥	○			○		○		○△	○	4		○
	岐 南 町	○											○			○
	笠 松 町	○											○			○
	北 方 町	○								○			○			○
西 濃 地 域	大 垣 市	○△		④④				○		○		○	○	4		○
	海 津 市	○△			○			○		○			○			○
	養 老 町	○△								○		○	○			○
	垂 井 町	○△						○		○		○	○			○
	関 ヶ 原 町	○△	○	④⑥	○			○		○		○	○			○
	神 戸 町	○								○			○			○
	輪 之 内 町	○								○			○			○
	安 八 町	○								○			○			○
	揖 斐 川 町	○△	◎○	④② ④③~④⑤	○			○		○		○△	○	5	○	○
	大 野 町	○								○		○△	○			○
	池 田 町	○△								○		○△	○			○

	中部圏	豪雪地帯	山村	過疎	水源	振興拠点	特定農山村	低工業開発地域	農村産業法対象区域	地方拠点都市	積雪寒冷特別	促進	辺地	指定棚田	地域再生計画
美濃加茂市	○△						○		○	○		○			○
	○△								○	○		○	1		○
	○△								○	○		○			○
	○								○	○		○			○
	○△						○		○	○		○			○
	△		④②	○			○		○	○		○			○
	○△		④①	○	○		○		○	○	△	○	2		○
	△		④③	○			○		○	○	△	○	3		○
			④③	○			○		○	○	△	○			○
	○△				○				○	○		○	1		○
	○	○	④① ④② ④③ ④⑤	○			○		○	○	○△	○	11		○
	○						○		○	○		○	1		○
	△	○	④④~④⑤	○			○		○	○	○△	○	6	○	○
東濃地域	○					○			○			○	2		○
	○△				○	○	○		○			○	6		○
	○					○			○			○	2		○
	○△		④① ④③~④⑥	○			○		○		○△	○	9	○	○
	○△		④④~④⑥	○	○		○	○	○		△	○	8	○	○

		中 部 圏	豪 雪 地 帯	山 村	過 疎	水 源	振 興 拠 点	特 定 農 山 村	低 工 業 開 発 地 域	農 村 産 業 法 対 象 区 域	地 方 拠 点 都 市	積 雪 寒 冷 特 別	促 進	辺 地	指 定 棚 田	地 域 再 生 計 画
飛 騨 地 域	高山市	○△	◎○	④ ⑫~⑮	○			○	○	○	○	○△	○	17		○
	飛騨市	△	◎○	⑫ ⑭~⑯	○			○	○	○	○	○△	○	6	○	○
	下呂市	△	○	⑪~⑮	○			○		○		○△	○	9	○	○
	白川村	△	◎○		○			○		○	○	○△	○	3		○
計	都 35	豪 10	16	17	4	3	24	3	40	16	積 雪 15	42	104	6	42	
	保 25	うち特 豪4	うち一 部指定 14	うち一 部指定 7					うち一 部指定 2		寒 冷 15					

- (注) 1 中部圏 都市開発区域 : ○
保全区域 : △
- 2 豪雪地帯 : ○
特別豪雪地帯 : ◎
- 3 山村(振興山村) : ○の中の数字は指定年度
- 4 積雪地帯 : ○
寒冷地帯 : △
- 5 辺地 : 数字は市町村内における辺地の地域数
- 6 各メニュー共通事項として、一部対象地域を有する市町村を含む(詳細については、各メニュー該当ページを参照のこと。)

イ 財政上の援助措置

区 分	根拠法令	財 政 援			
		国庫補助率の引き上げ			
中 部 圏	中部圏の都市整備区域、都市開発区域及び保全区域の整備等に関する法律				
豪雪地帯・特別豪雪地帯	豪雪地帯対策特別措置法	<ol style="list-style-type: none"> 1. 小中学校の分校校舎、屋内運動場、寄宿舎の新增築及び教職員宿舎の建築 2. 小中学校の分校校舎、屋内運動場及び寄宿舎の危険建物等改築 3. 農山漁村振興交付金 4. 農業競争力強化農地整備事業、農地中間管理機構関連農地整備事業（県営経営体育成基盤整備事業） 5. 農地耕作条件改善事業（県営農業基盤整備促進事業） 6. 農業競争力強化農地整備事業、水利施設等保全高度化事業（農業経営高度化支援事業） 7. 水利施設等保全高度化事業のうち農地集積促進型及び簡易整備型、農業水路等長寿命化・防災減災事業（県営かんがい排水事業） 8. 農村地域防災減災事業、農業水路等長寿命化・防災減災事業（県営ため池等整備事業、県営湛水防除事業、県営特定農業用管水路等特別対策事業） 	豪雪地帯	特別豪雪地帯	一般
			1/2	5.5/10	1/2
			1/3	5.5/10	1/3
			1/2	5.5/10	1/2
			1/2	5.5/10	1/2
			1/2	5.5/10	1/2
			1/2	5.5/10	1/2
			1/2	5.5/10	1/2

助 措 置		その他の援助措置
地 方 債	交 付 税	
		1. 特定の事業用資産の買換えの場合における課税の特例措置
一般補助施設整備等事業のうち「豪雪対策整備事業」分として財政措置を講ずる。	積雪の差による地域区分に応じ、道路、建物等の除雪関係経費等の増加経費を割増算入	1. 基幹的な市町村道の県代行事業（特別豪雪地帯） 2. 安全安心な雪国創造事業 3. 特定地域保健医療システム 4. 医療用雪上車の整備補助 5. 民間社会福祉施設除雪費補助 6. 浄化槽設置整備事業 7. 公共浄化槽等整備推進事業 8. 県営ため池防災対策事業 特別豪雪 8.5/10 一般 7.5/10 （採択基準の緩和等） 1. 農業農村整備事業 2. 農業競争力強化農地整備事業、農地中間管理機構関連農地整備事業、水利施設等保全高度化事業、農村地域防災減災事業、農山漁村地域整備交付金 3. 小中学校危険建物改築事業における緩和措置

区 分	根拠法令	財 政 援	
		国庫補助率の引き上げ	
山 村 (振興山村)	山村振興法	振興山村	一般地域
		1. 公立小中学校危険建物等改築	5.5/10 (財政力指数) 1/3 0.4未満
		2. 保育所の新設、改築等	5.5/10 (財政力指数) 1/2 0.4未満
		3. 森林管理道・林業生産基盤整備道・山村強靱化林道・林業専用道及び森林施業道の開設（森林造成林道・峰越連絡林道を除く）	1/2 4.5/10
		4. 農山漁村振興交付金	5.5/10 1/2
		5. 農業競争力強化農地整備事業、農地中間管理機構関連農地整備事業（県営経営体育成基盤整備事業）	5.5/10 1/2
		6. 農地耕作条件改善事業（県営農業基盤整備促進事業）	5.5/10 1/2
		7. 農業競争力強化農地整備事業、水利施設等保全高度化事業（農業経営高度化支援事業）	5.5/10 1/2
		8. 水利施設等保全高度化事業のうち農地集積促進型及び簡易整備型、農業水路等長寿命化・防災減災事業（県営かんがい排水事業）	5.5/10 1/2
9. 農村地域防災減災事業、農業水路等長寿命化・防災減災事業（県営ため池等整備事業、県営湛水防除事業、県営特定農業用管水路等特別対策事業）	5.5/10 1/2		

助 措 置		その他の援助措置
地 方 債	交 付 税	
<p>法令の範囲内において、資金事情及び当該地方公共団体の財政状況が許す範囲で配慮する。</p>	<p>認定法人に対する固定資産税の不均一課税に伴う減収額を基準財政収入額から控除する。</p>	<p>1. 農山漁村振興交付金による総合的な施設整備</p> <p>2. 山村再生総合対策事業による支援</p> <p>3. 基幹的な市町村道及び農道、林道の県代行</p> <p>4. 税制特例措置等の措置</p> <p>5. 振興山村・過疎地域経営改善資金の貸付</p> <p>6. 情報の流通の円滑化及び通信体系の充実、再生可能エネルギーの利用の推進、医療の確保、介護給付等対象サービス等の確保、高齢者の居住用施設の整備等、地域文化の振興等、都市と山村の交流等、鳥獣被害の防止等、教育環境の整備に対する配慮</p> <p>7. 中山間地域農業農村総合整備事業、農山漁村地域整備交付金のうち中山間地域総合整備型（県営中山間地域総合整備事業）</p> <p>8. 小水力発電活用支援事業（県補助率の引き上げ） 振興山村 5.5/10 一般地域 1/2</p> <p>9. 県営ため池防災対策事業 振興山村 8.5/10 一般地域 7.5/10</p> <p>（採択基準の緩和等）</p> <p>1. 農業農村整備事業</p> <p>2. 農業競争力強化農地整備事業、農地中間管理機構関連農地整備事業、水利施設等保全高度化事業、農村地域防災減災事業、農山漁村地域整備交付金</p>

区 分	根拠法令	財 政 援		
		国庫補助率の引き上げ		
過疎地域	過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法	1. 公立小中学校の統合に伴う校舎、屋内運動場の新増築及び改修	5.5/10	一般地域 1/2
		2. 保育所の新設、改築等	5.5/10	1/2
		3. 消防器具の購入、設置	5.5/10	1/3
		4. 公立小中学校の統合に伴う教職員住宅の建築	5.5/10	—
		5. 公立小中学校危険建物等改築	5.5/10	1/3
		6. 農山漁村振興交付金	5.5/10	1/2
		7. 農業競争力強化農地整備事業、農地中間管理機構関連農地整備事業（県営経営体育成基盤整備事業）	5.5/10	1/2
		8. 森林管理道・林業生産基盤整備道・山村強靱化林道・林業専用道及び森林施業道の開設（森林造成林道・峰越連絡林道を除く）	1/2	4.5/10
		9. 農地耕作条件改善事業（県営農業基盤整備促進事業）	5.5/10	1/2
		10. 農業競争力強化農地整備事業、水利施設等保全高度化事業（農業経営高度化支援事業）	5.5/10	1/2
		11. 水利施設等保全高度化事業のうち農地集積促進型及び簡易整備型、農業水路等長寿命化・防災減災事業（県営かんがい排水事業）	5.5/10	1/2
		12. 農村地域防災減災事業、農業水路等長寿命化・防災減災事業（県営ため池等整備事業、県営湛水防除事業、県営特定農業用管水路等特別対策事業）	5.5/10	1/2

助 措 置		その他の援助措置
地 方 債	交 付 税	
<p>過疎地域持続的発展支援市町村計画に基づいて行う政令で定めるものに対する出資及び施設整備に要する経費については地方財政法第5条の規定にかかわらず地方債を財源とすることができる。 (過疎対策事業債)</p> <p>※ソフト分</p> <p>地域医療や生活交通の確保、集落の維持や活性化など、住民が安心・安全に暮らすことのできる地域社会の実現を図る事業について、特別に財源とすることが可能となっている。</p>	<p>左により発行した地方債の元利償還金の70%を基準財政需要額に算入する。</p> <p>事業税、不動産取得税及び固定資産税の課税免除又は不均一課税に伴う減収額を基準財政収入額から控除する。</p>	<p>1. 過疎地域持続的発展支援事業 過疎地域集落再編整備事業 過疎地域遊休施設再整備事業 過疎地域等集落ネットワーク圏形成支援事業</p> <p>2. 過疎地域持続的発展支援交付金</p> <p>3. 特別土地保有税の非課税</p> <p>4. 中山間地域農業農村総合整備事業、農山漁村地域整備交付金のうち中山間地域総合整備型（県営中山間地域総合整備事業）</p> <p>5. 小水力発電活用支援事業（県補助率の引き上げ） 過疎地域 5.5/10 一般地域 1/2</p> <p>6. 県営ため池防災対策事業 振興山村 8.5/10 一般地域 7.5/10</p> <p>(採択基準の緩和等)</p> <p>1. 農業農村整備事業</p> <p>2. 農業競争力強化農地整備事業、農地中間管理機構関連農地整備事業、水利施設等保全高度化事業、農村地域防災減災事業、農山漁村地域整備交付金</p>

区 分	根拠法令	財 政 援	
		国 庫 補 助 率 の 引 き 上 げ	
水 源 地 域	水源地域対策 特別措置法	[引上げ…対象ダムのみ]	
		1. 農道の新設若しくは変更 又は農用地造成（土地改良 法） 2. 保安施設事業（森林法） 3. 河川改良（河川法） 4. 砂防工事（砂防法） 5. 県道及び市町村道の新設、 改築（道路法） 6. 簡易水道事業の用に供す る施設の新増設（水道法） 7. 公立小中学校の統合に伴 う校舎又は屋内運動場の新 増築（義務教育諸学校施設 費国庫負担法） 8. 診療所の新・改築（医療 法）	[昭和59年度 以前の指定] [平成5年度 以降の指定] 通常の補助率に5/100を加算 3/4 5.5/10 3/4（1級河川） 5.5/10 2/3（2級河川） 5.5/10 3/4 5.5/10 3/4 5.5/10 4/10 4/10 2/3 5.5/10 1/2 1/2
振 興 拠 点 地 域	多極分散型国 土形成促進法		

助 措 置		その他の援助措置
地 方 債	交 付 税	
	固定資産税の不均一課税に伴う減収額を基準財政収入額から控除する(3年間)。	
法令の範囲内において、資金事情及び当該団体の財政状況が許す範囲で配慮する。		

区 分	根拠法令	財 政 援	
		国庫補助率の引き上げ	
特定農山村 地 域	特定農山村地 域における農 林業等の活性 化のための基 盤整備の促進 に関する法律	1. 農山漁村振興交付金	特定農山村 一般地域 5.5/10 1/2
		2. 農業競争力強化農地整備 事業、農地中間管理機構関 連農地整備事業（県営経営 体育成基盤整備事業	5.5/10 1/2
		3. 農地耕作条件改善事業（県 営農業基盤整備促進事業）	5.5/10 1/2
		4. 農業競争力強化農地整備 事業、水利施設等保全高度 化事業（農業経営高度化支 援事業）	5.5/10 1/2
		5. 水利施設等保全高度化事 業のうち農地集積促進型及 び簡易整備型、農業水路等 長寿命化・防災減災事業（県 営かんがい排水事業）	5.5/10 1/2
		6. 農村地域防災減災事業、 農業水路等長寿命化・防災 減災事業（県営ため池等整 備事業、県営湛水防除事業、 県営特定農業用管水路等特 別対策事業）	5.5/10 1/2
		7. 強い農業・担い手づくり 総合支援交付金（産地基幹 施設等支援タイプ）	(稲の育苗施設) 1/2 4/10 (米の乾燥調整施設・集出荷貯蔵 施設) 1/2 1/3 その他の援助措置 (採択基準の緩和等) 1. 強い農業・担い手づくり総合 支援交付金（産地基幹施設等 支援タイプ）
低開発地域 工 業 開 発 地 区	低開発地域工 業開発促進法		

助 措 置		その他の援助措置
地 方 債	交 付 税	
<p>法令の範囲内において、資金事情及び当該団体の財政状況が許す範囲内で配慮する。</p>	<p>固定資産税の不均一課税に伴う減収額を基準財政収入額から控除する。</p>	<p>1. 中山間地域農業農村総合整備事業、農山漁村地域整備交付金のうち中山間地域総合整備型（県営中山間地域総合整備事業）</p> <p>2. 小水力発電活用支援事業（県補助率の引き上げ） 特定農山村 5.5/10 一般地域 1/2</p> <p>3. 県営ため池防災対策事業 特定農山村 8.5/10 一般地域 7.5/10</p> <p>（採択基準の緩和等）</p> <p>1. 農業農村整備事業</p> <p>2. 農業競争力強化農地整備事業、農地中間管理機構関連農地整備事業、水利施設等保全高度化事業、農村地域防災減災事業、農山漁村地域整備交付金</p>
<p>法令の範囲内において、資金事情及び当該団体の財政状況が許す範囲内で配慮する。</p>	<p>固定資産税の課税免除又は不均一課税に伴う減収額を基準財政収入額から控除する。</p>	<p>特別土地保有税の非課税</p>

区 分	根拠法令	財 政 援	
		国 庫 補 助 率 の 引 き 上 げ	
農村産業法 対象区域	農村地域への 産業の導入の 促進等に関する 法律		
地方拠点 都市地域	地方拠点都市 地域の整備及 び産業業務施 設の再配置の 促進に関する 法律		
促 進 区 域 (地域未来投資 促進法)	地域経済牽引 事業の促進に よる地域の成 長発展の基盤 強化に関する 法律		
地 域 再 生 計 画 区 域	地域再生法		

助 措 置		その他の援助措置
地 方 債	交 付 税	
法令の範囲内において、資金事情及び当該団体の財政状況が許す範囲で配慮する。	<p>固定資産税の課税免除又は不均一課税に伴う減収額を基準財政収入額から控除する。</p> <p>※課税免除又は不均一課税の対象は、平成 21 年 12 月 31 日までの一定の設備の新增設に限る。</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 農用地を譲渡した場合の所得税の軽減 2. 日本政策金融公庫による低利子融資
法令の範囲内において、資金事情及び当該団体の財政状況が許す範囲で配慮する。	<p>固定資産税の不均一課税に伴う減収額を基準財政収入額から控除する。</p>	<p>拠点地区に設置される産業業務施設、教養文化施設等に係る地方税の特例</p>
	<p>固定資産税の課税免除又は不均一課税に伴う減収額を基準財政収入額から控除する。(3年間)</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 先進的な事業に必要な設備投資に対する課税の特例 2. 日本政策金融公庫の低利融資 3. 中小企業信用保険法の特例 4. 中小企業投資育成株式会社法の特例 5. 食品流通構造改善促進法の特例 6. 特許法の特例 7. 商標法の特例 8. 財産の処分の制限に係る承認手続きの特例 9. 岐阜県中小企業振興支援資金融資制度(地域未来投資支援資金)
<p>法令に規定する事業(総務省令で定めるもの)の経費は、地方財政法第 5 条の規定にかかわらず、地方債をもってその財源とすることができる。(公共施設等適正管理推進事業債)</p>	<p>事業税、不動産取得税の課税免除又は不均一課税に伴う減収額を基準財政収入額から控除する。</p>	

区 分	根拠法令	財 政 援	
		国 庫 補 助 率 の 引 き 上 げ	
積雪寒冷特別地域	積雪寒冷特別地域における道路交通の確保に関する特別措置法	道路交通確保5ヶ年計画に基づいて実施する除雪、防雪又は凍雪害の防止に係る事業	防雪、凍雪害防止 6/10 除雪 2/3
辺 地	辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律		
公害防止計画を制定する特定地域	公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律	1. 特定公共下水道 2. 都市下水路 3. 公共下水道（終末処理場） 4. 公共下水道（その他） 5. 流域下水道（終末処理場） 6. 流域下水道（その他） 7. 河川等のしゅんせつ・導水等 8. 公害防除特別土地改良事業 9. ダイオキシン類対策（土壌汚染防止、除去等）	特定地域 一 般 1/2 1/3 1/2 4/10 1/2 5.5/10 — 1/2 1/2 2/3 — 1/2 1/2 1/3 5.5/10 1/2 5.5/10 1/2
地震防災対策強化地域	地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律	消防用施設 社会福祉施設（木造） 公立小中学校（補強・改築）	特例 通常 1/2 1/3 2/3 1/2 1/2 又は 2/3 1/3

助 措 置		その他の援助措置
地 方 債	交 付 税	
<p>総合整備計画に基づいて実施する公共的施設の設備につき当該市町村が要する経費については、地方財政法第5条の規定にかかわらず地方債をもって財源とすることができる。(辺地対策事業債)</p>	<p>左により発行した地方債の元利償還金の80%を基準財政需要額に算入する。</p>	
<p>環境基本法の特例補助負担率の適用を受ける事業について、適債事業の拡大及び政府資金の優先充当の措置を講ずる。</p>	<p>公害防止事業費の財源に充てた地方債のうち総務大臣が指定するものの元利償還金の50%を基準財政需要額に算入する。</p> <p>※1については、特例算入率の措置なし。</p>	
<p>嵩上げ事業については、地方財政法で定めない経費についても充当可</p>	<p>嵩上げ事業に係る元利償還金について、50%を基準財政需要額に算入</p>	

区 分	根拠法令	財 政 援		
		国 庫 補 助 率 の 引 き 上 げ		
指 定 棚 田 地 域	棚田地域振興 法	1. 農山漁村振興交付金（農 山漁村活性化整備対策） 2. 強い農業・担い手づくり 総合支援交付金（産地基 幹施設等支援タイプ） 3. 農業競争力強化農地整備 事業、農地中間管理機構 関連農地整備事業（県営 経営体育成基盤整備事 業） 4. 農地耕作条件改善事業 （県営農業基盤整備促進 事業） 5. 農業競争力強化農地整備 事業、水利施設等保全高 度化事業（農業経営高度 化支援事業） 6. 水利施設等保全高度化事 業のうち農地集積促進型 及び簡易整備型、農業水 路等長寿命化・防災減災 事業（県営かんがい排水 事業） 7. 農村地域防災減災事業、 農業水路等長寿命化・防 災減災事業（県営ため池 等整備事業、県営湛水防 除事業、県営特定農業用 管水路等特別対策事業）	指定棚田 5.5/10 (稲の育苗施設) 1/2 (米の乾燥調製施設・集出荷貯蔵 施設) 1/2 5.5/10 5.5/10 5.5/10 5.5/10 5.5/10 5.5/10	一般地域 1/2 4/10 1/3 1/2 1/2 1/2 1/2

助 措 置		その他の援助措置
地 方 債	交 付 税	
		<p>1. 中山間地域等直接支払交付金の対象地域に指定棚田地域を追加</p> <p>2. 中山間地域農業農村総合整備事業、農山漁村地域整備交付金のうち中山間地域総合整備型（県営中山間地域総合整備事業）</p> <p>(採択基準の緩和等)</p> <p>1. 強い農業・担い手づくり総合支援交付金（産地基幹施設等支援タイプ）</p> <p>2. 農業競争力強化農地整備事業、農地中間管理機構関連農地整備事業、水利施設等保全高度化事業、農村地域防災減災事業、農山漁村地域整備交付金</p>

第2部 地域指定区分図

(1) 財政上の特別措置のあるもの

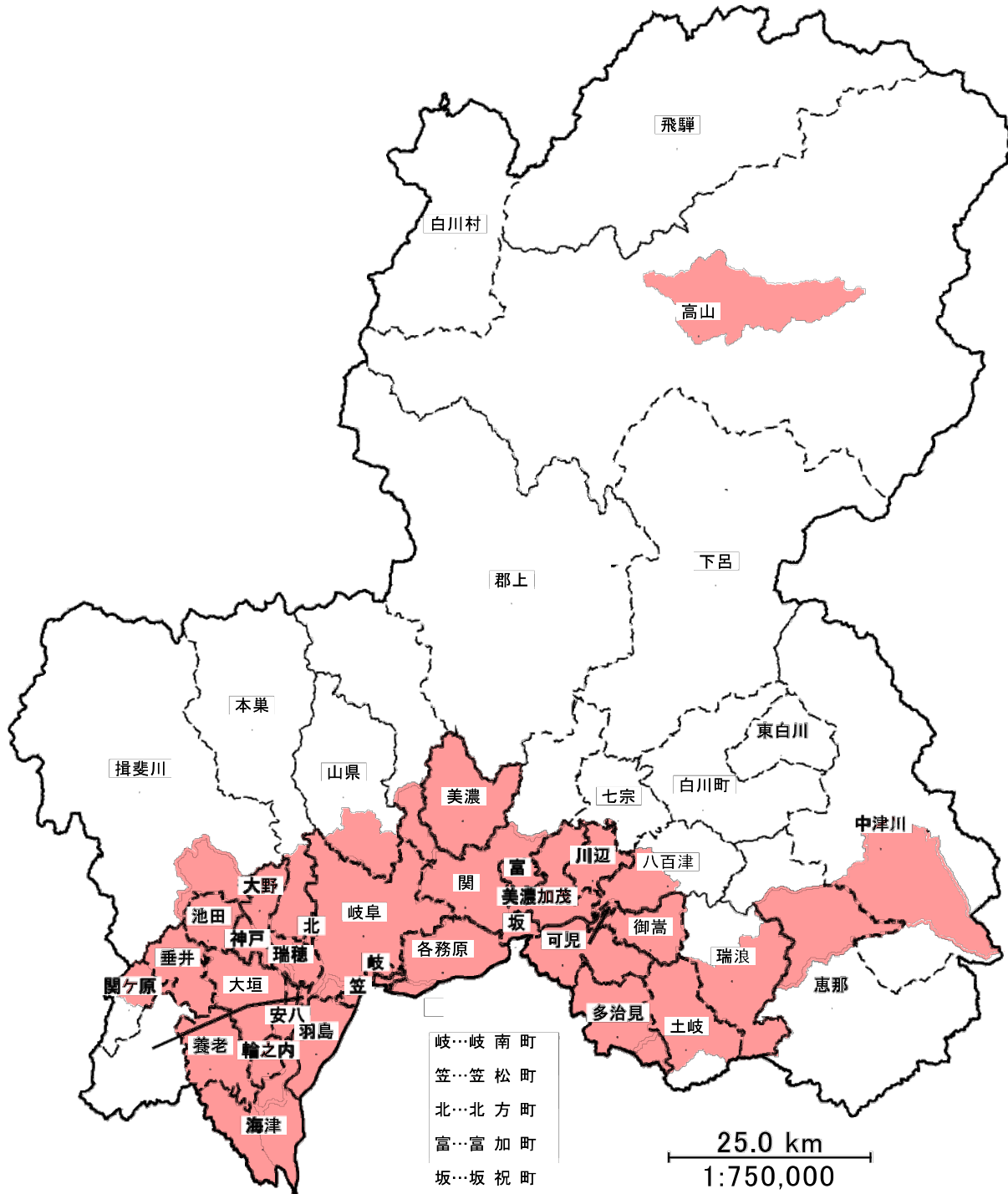
ア 中部圏都市開発区域

法律名	中部圏開発整備法（昭和41年法律第102号）			
計画名	岐阜 高山 区域都市開発区域建設計画			
指定年月日	昭和43年11月14日（総告第43号）		35市町村	
指定面積	—			
岐阜区域 右に掲げる区域のうち保全区域を除く区域とする。	広域名	市 町 村 名		
	岐 阜	岐阜市、羽島市、各務原市、山県市（旧伊自良村のうち長滝、平井、掛、松尾及び上願の各区域並びに旧美山町の区域を除く。）、瑞穂市、本巣市（旧本巣町のうち日当、金原、佐原、神海、木知原及び外山の各区域並びに旧根尾村の区域を除く。）、羽島郡岐南町、同笠松町、本巣郡北方町		
	西 濃	大垣市（旧上石津町の区域を除く。）、海津市、養老郡養老町、不破郡垂井町、同関ヶ原町（大字今須の区域を除く。）、安八郡神戸町、同輪之内町、同安八町、揖斐郡揖斐川町（旧揖斐川町の区域に限る。）、同大野町、同池田町		
	中 濃	関市（旧関市及び旧武芸川町の各区域に限る。）、美濃市、美濃加茂市、可児市、加茂郡坂祝町、同富加町、同川辺町、同八百津町（福地、潮見、南戸、上吉田及び久田見の各区域を除く。）、可児郡御嵩町		
	東 濃	多治見市、中津川市（旧中津川市のうち阿木、飯沼及び新坂の各区域を除いた区域に限る。）、瑞浪市（大湫町及び日吉町の各地域を除く。）、恵那市（旧恵那市のうち笠置町、飯地町及び中野方町の各地域を除いた区域に限る。）、土岐市（鶴里町の区域を除く。)		
高山区域	飛 驒	高山市（旧高山市の区域に限る。)		
所 管	国	国 土 交 通 省	県	清流の国づくり政策課



中部圏都市開発区域

凡例	
中部圏都市開発区域 指定区域 (指定区域のうち保全区域を除く区域)	
岐阜県界	
市町村界	
引き込み線	



(C) 岐阜県

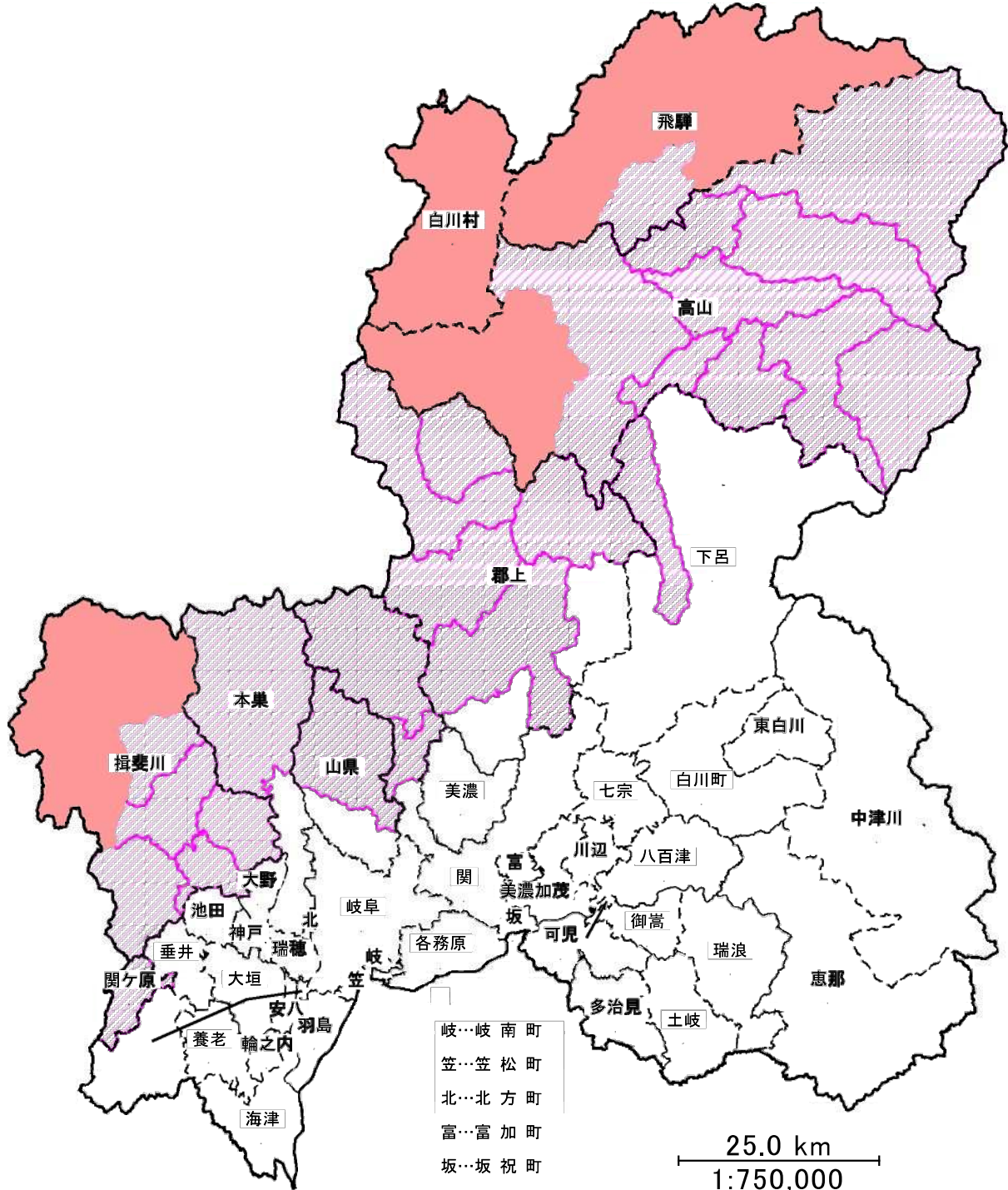
イ 豪雪地帯・特別豪雪地帯

法律名	豪雪地帯対策特別措置法（昭和37年法律第73号）			
計画名	豪雪地帯対策基本計画			
指定年月日	豪雪…昭和38年11月1日 特別豪雪…昭和46年10月2日（旧坂内村、旧神岡町は昭和54年4月2日付）			
指定面積	581,001 ha うち、特別豪雪 178,147 ha			
指定区域	圏域名	市町村名	面積 (ha)	人口(人)〔令2国調〕
	岐阜(2)	※ 山 県 市	15,800	5,874
		※ 本 巢 市	29,583	1,185
	西濃(2)	関ヶ原町	4,928	6,610
		◎ 揖斐川町	80,344	19,529
	中濃(2)	※ 関 市	22,743	2,699
		※ 郡 上 市	85,079	33,371
	飛驒(4)	◎ 高 山 市	217,761	84,419
		◎ 飛 驒 市	79,253	22,538
		※ 下 呂 市	9,846	1,051
		◎ 白 川 村	35,664	1,511
	合 計	10市町村	581,001	178,787
備 考	県内市町村の23.8% 県人口の9.5% 県内土地面積の54.7% ※山県市のうち旧美山町の区域、本巢市のうち旧根尾村の区域、関市のうち旧洞戸村及び旧板取村の区域、郡上市のうち旧八幡町、旧大和町、旧白鳥町、旧高鷲村及び旧明宝村の区域、下呂市のうち旧馬瀬村の区域 ◎は特別豪雪地帯 揖斐川町のうち旧坂内村及び旧徳山村の区域、高山市のうち旧荘川村の区域、飛驒市のうち旧河合村、旧宮川村及び旧神岡町の区域			
所 管	国	国 土 交 通 省	県	市 町 村 課



豪雪地帯・特別豪雪地帯

凡例	
豪雪地帯・特別豪雪地帯	
豪雪地帯	
特別豪雪地帯	
岐阜県界	
市町村界	
引き込み線	



(C) 岐阜県

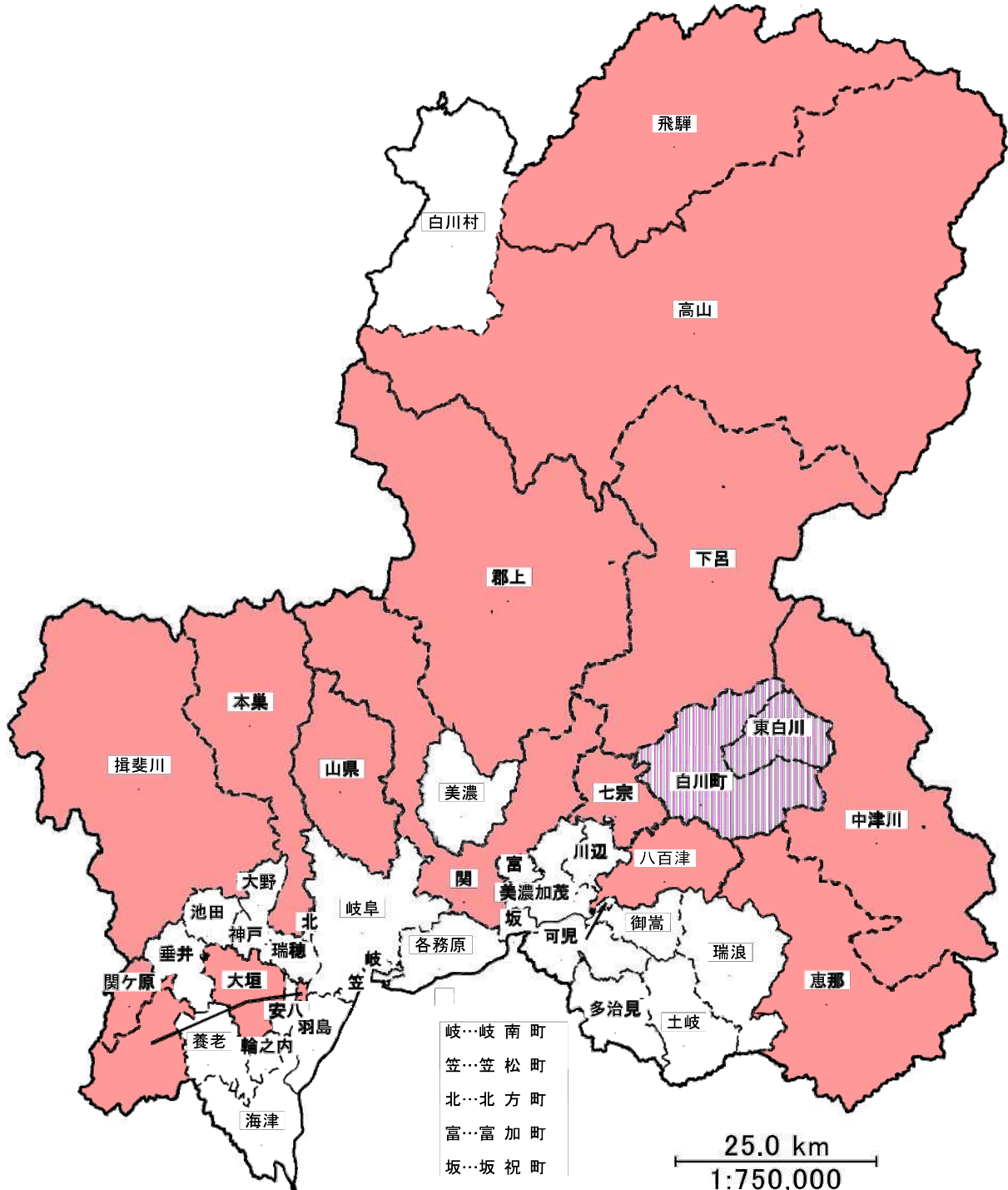
ウ 振 興 山 村 地 域

法 律 名	山村振興法（昭和 40 年法律第 64 号）			
計 画 名	山村振興基本方針・山村振興計画			
指 定 面 積	714,524 ha （1960 センサス）（旧市町村）			
指 定 区 域	圏 域 名	振興山村地域を含む市町村名		
	岐 阜 (2)	山田市、本巣市		
	西 濃 (3)	大垣市、関ヶ原町、揖斐川町		
	中 濃 (6)	関市、郡上市、七宗町、八百津町、白川町、東白川村		
	東 濃 (2)	中津川市、恵那市		
	飛 騨 (3)	高山市、飛騨市、下呂市		
	県内市町村のうち 16 市町村 県内土地面積の 67.1%			
備 考	(指定要件) ○農林業センサスによる林野率 75%以上 ○人口密度（1 町歩当たり）1.16 人未満 ○生産基盤施設及び生活環境施設等の公共施設の整備が遅れていること ○旧市町村の区域			
所 管	国	国 土 交 通 省 総 務 省 農 林 水 産 省	県	市 町 村 課



振興山村地域

凡例	
振興山村地域	
全部指定	
一部指定	
岐阜県界	
市町村界	
引き込み線	

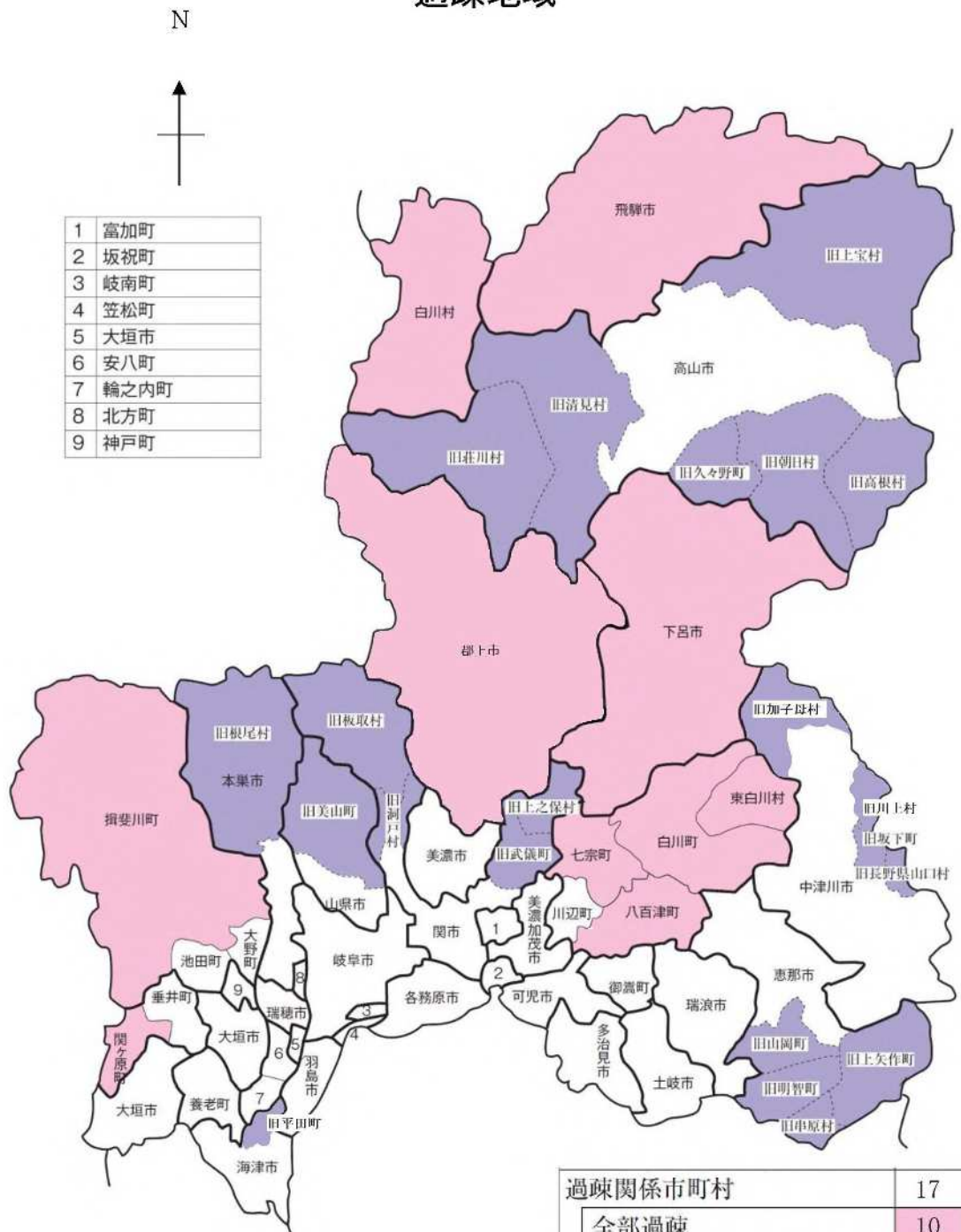


(C) 岐阜県

工 過 疎 地 域

法 律 名	過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）			
計 画 名	過疎地域持続的発展方針・過疎地域持続的発展市町村計画			
指 定 面 積	740,713ha			
指 定 区 域	圏 域 名	市 町 村 名	面 積 (ha)	人 口 (人) [令 2 国 調]
	岐 阜 (2)	※ 山 県 市	15,800	5,874
		※ 本 巢 市	29,583	1,185
	西 濃 (3)	揖 斐 川 町	80,344	19,529
		関ヶ原町	4,928	6,610
		※ 海 津 市	1,629	6,676
	中 濃 (6)	※ 関 市	34,202	6,890
		郡 上 市	103,075	38,997
		七 宗 町	9,047	3,402
		八 百 津 町	12,879	10,195
		白 川 町	23,790	7,412
		東 白 川 村	8,709	2,016
	東 濃 (2)	※ 中 津 川 市	19,793	9,066
		※ 恵 那 市	29,727	11,020
	飛 騨 (4)	※ 高 山 市	167,169	10,905
		飛 騨 市	79,253	22,538
		下 呂 市	85,121	30,428
白 川 村		35,664	1,511	
合 計	17 市町村	740,713	194,254	
備 考	県内市町村の40.5% 県人口の9.8% 県内土地面積の69.7% ※山県市のうち旧美山町の区域、本巢市のうち旧根尾村の区域、海津市のうち旧平田町の区域、関市のうち旧洞戸村、旧板取村、旧武儀町及び旧上之保村の区域、中津川市のうち旧坂下町、旧川上村、旧加子母村及び旧長野県山口村の区域、恵那市のうち旧山岡町、旧明智町、旧串原村及び旧上矢作町の区域、高山市のうち旧清見村、旧荘川村、旧久々野町、旧朝日村、旧高根村及び旧上室村の区域			
所 管	国	総 務 省	県	市 町 村 課

過疎地域



(C) 岐阜県

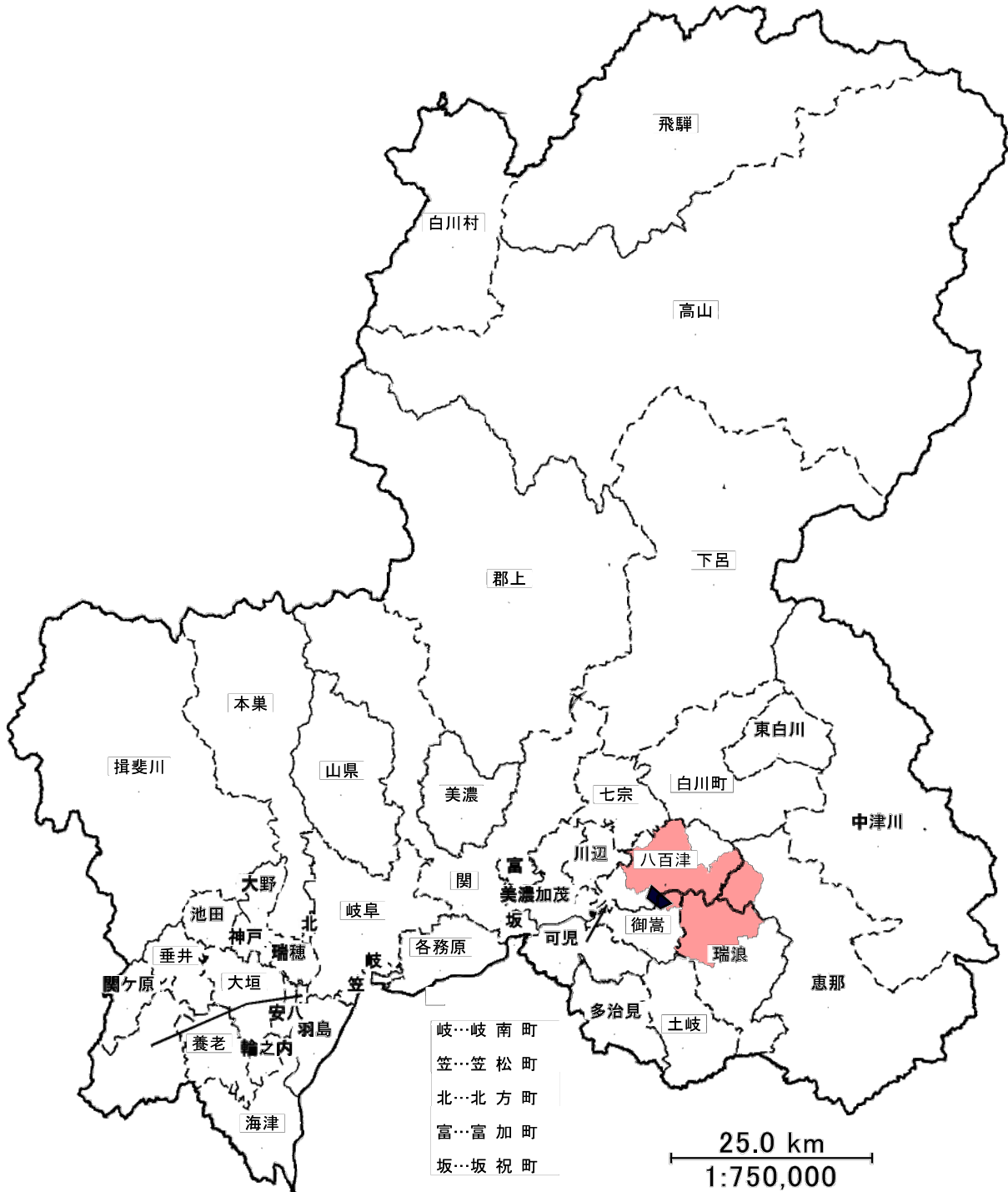
水 源 地 域

法 律 名	水源地域対策特別措置法（昭和 48 年法律第 118 号）			
計 画 名	水源地域整備計画			
ダ ム 名	新丸山ダム			
ダ ム 指 定 年 月 日	平成 2 年 3 月 26 日			
水 源 地 域 指 定 年 月 日	平成 5 年 11 月 10 日			
整 備 計 画 公 示 年 月 日	平成 6 年 2 月 3 日 平成 14 年 3 月 29 日 (一 部 変 更)			
指 定 ダ ム	木曽川水系木曽川 新丸山ダム			
水 源 地 域	瑞浪市	日吉町	大湫町	
	恵那市	飯地町		
	加茂郡八百津町	八百津		
		久田見		
		南戸		
		潮見		
	可児郡御嵩町	大久後		
		小和沢		
水源地域指定 地外整備事業 実施市町村				
備 考				
所 管	国	国 土 交 通 省	県	水 資 源 課



水源地域

凡例	
水源地域	
指定ダム	
岐阜県界	
市町村界	
引き込み線	



(C) 岐阜県

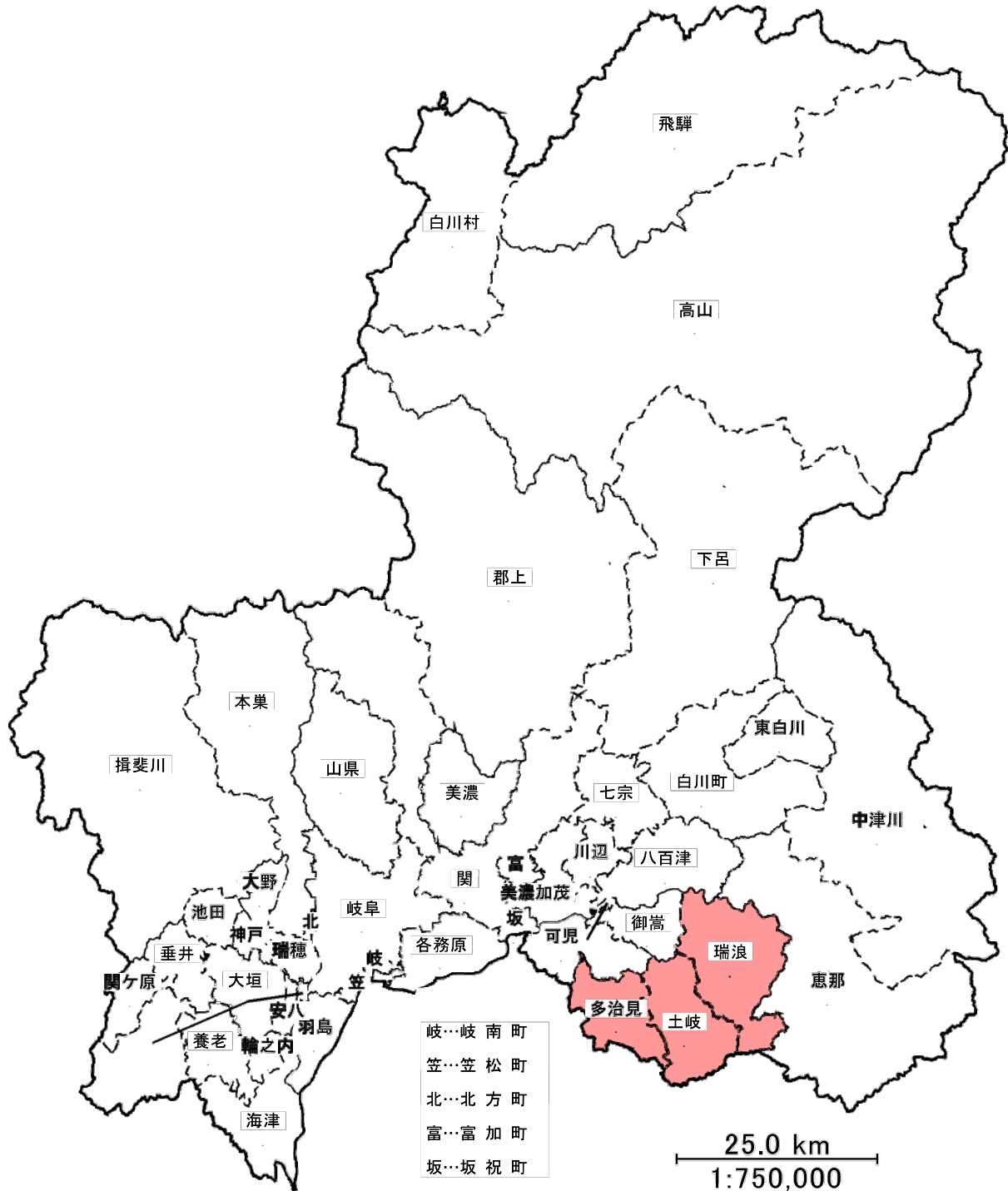
力 振 興 拠 点 地 域

法 律 名	多極分散型国土形成促進法（昭和 63 年法律第 83 号）			
計 画 名	東濃研究学園都市構想			
同 意 年 月 日	平成 5 年 3 月 29 日			
対 象 面 積	38,213 ha			
対 象 区 域	多治見市、瑞浪市、土岐市			
備 考				
所 管	国	国 土 交 通 省	県	地域振興課



振興拠点地域

凡例	
振興拠点地域	
対象区域	
岐阜県界	
市町村界	
引き込み線	



(C) 岐阜県

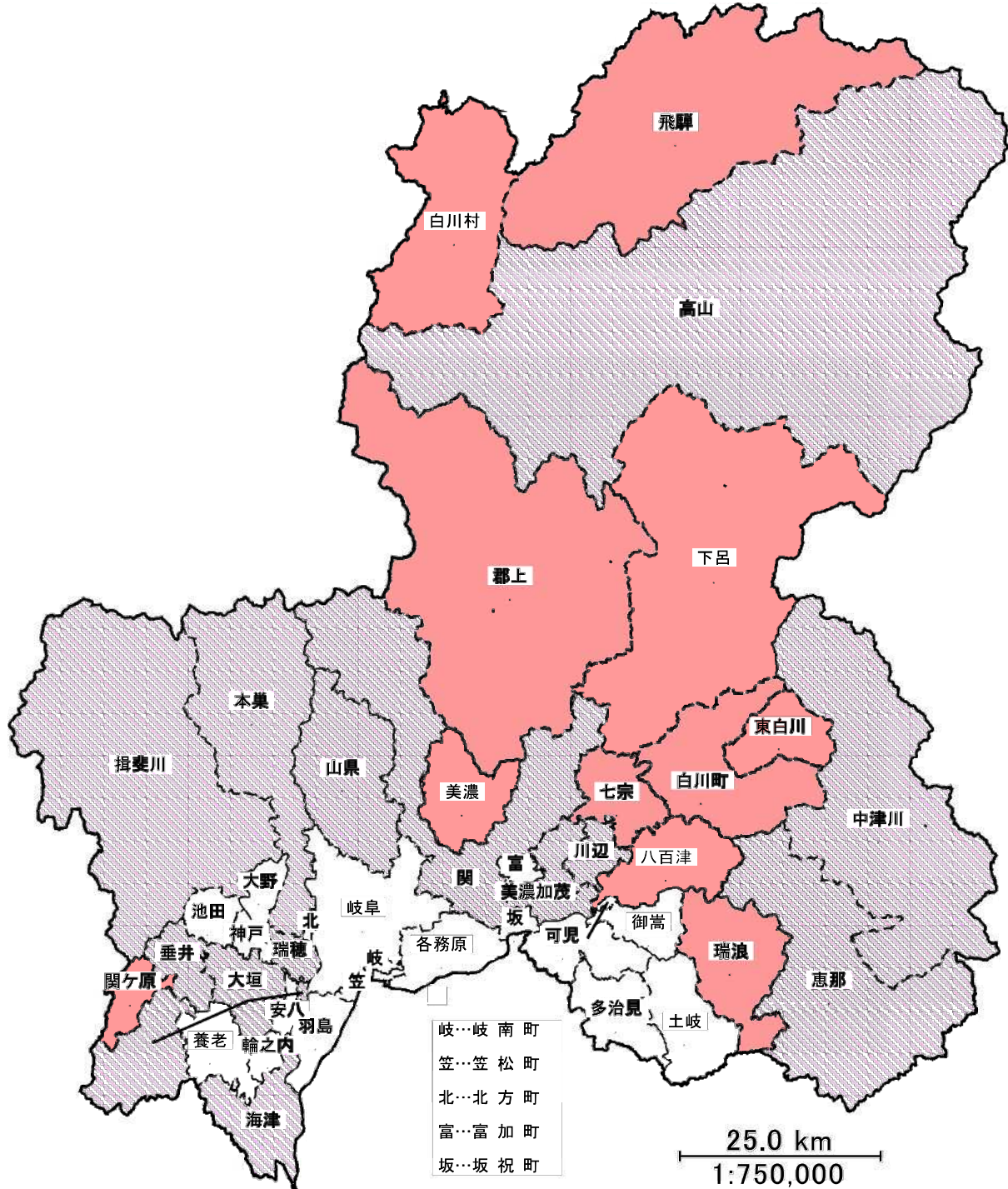
キ 特 定 農 山 村 地 域

法 律 名	特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律 (平成5年法律第72号)			
計 画 名	農林業等活性化基盤整備計画			
指 定 年 月 日	平成5年9月28日 24市町村(うち11市町村は市町村全域指定)			
指 定 区 域	圏域名	市町村全域が特定農山村地域	旧町村の区域が特定農山村地域	
			市 町 村	旧 町 村 名
	岐 阜		瑞穂市 本巣市 山県市	穂積町(鷺田村3-2) 本巣町、根尾村 伊自良村(上伊自良村)、 美山町
	西 濃	関ヶ原町	大垣市 海津市 垂井町 揖斐川町	上石津町 南濃町(石津村) 垂井町(岩手村2-1) 揖斐川町(春日村2-2)、 谷汲村、春日村、久瀬村、 藤橋村、坂内村
	中 濃	七宗町、八百津町、白川町 東白川村、美濃市、郡上市	美濃加茂市 川辺町 関市	美濃加茂市(三和村2-1) 上米田村、下麻生町2-1、三 和村2-2 洞戸村、板取村、武芸川町 (東武芸村)、武儀町、 上之保村
	東 濃	瑞浪市	中津川市 恵那市	中津川市(中津町、阿木村、 神坂村2-1)、川上村、 加子母村、付知町、福岡町、 蛭川村、山口村 恵那市、岩村町、山岡町(鶴 岡村)、明智町、串原村、 上矢作町
	飛 騨	飛騨市、白川村、下呂市	高山市	高山市(大八賀村)、 丹生川村、清見村、荘川村、 宮村、久々野町、朝日村、 高根村、国府町、上宝村
要 件	①勾配1/20以上の田面積が全田面積の50%以上、かつ全田面積が全耕地面積の33%以上 ②勾配15度以上の畑面積が全畑面積の50%以上、かつ全畑面積が全耕地面積の33%以上 ③林野率75%以上 ④15歳以上人口に対する農林業従事者数の割合が10%以上、又は総土地面積に対する農林地割合81%以上 ⑤中部圏開発整備法に指定する都市整備区域でないこと(平成5年9月1日現在) ⑥人口10万人未満(平成5年9月1日現在) ①～③のいずれかに該当し、④、⑤、⑥に該当すること			
所 管	国	国土交通省・農林水産省 経済産業省・総務省	県	農 村 振 興 課



特定農山村地域

凡例	
特定農山村地域	
市町村全域指定	
旧町村区域指定	
岐阜県界	
市町村界	
引き込み線	



(C) 岐阜県

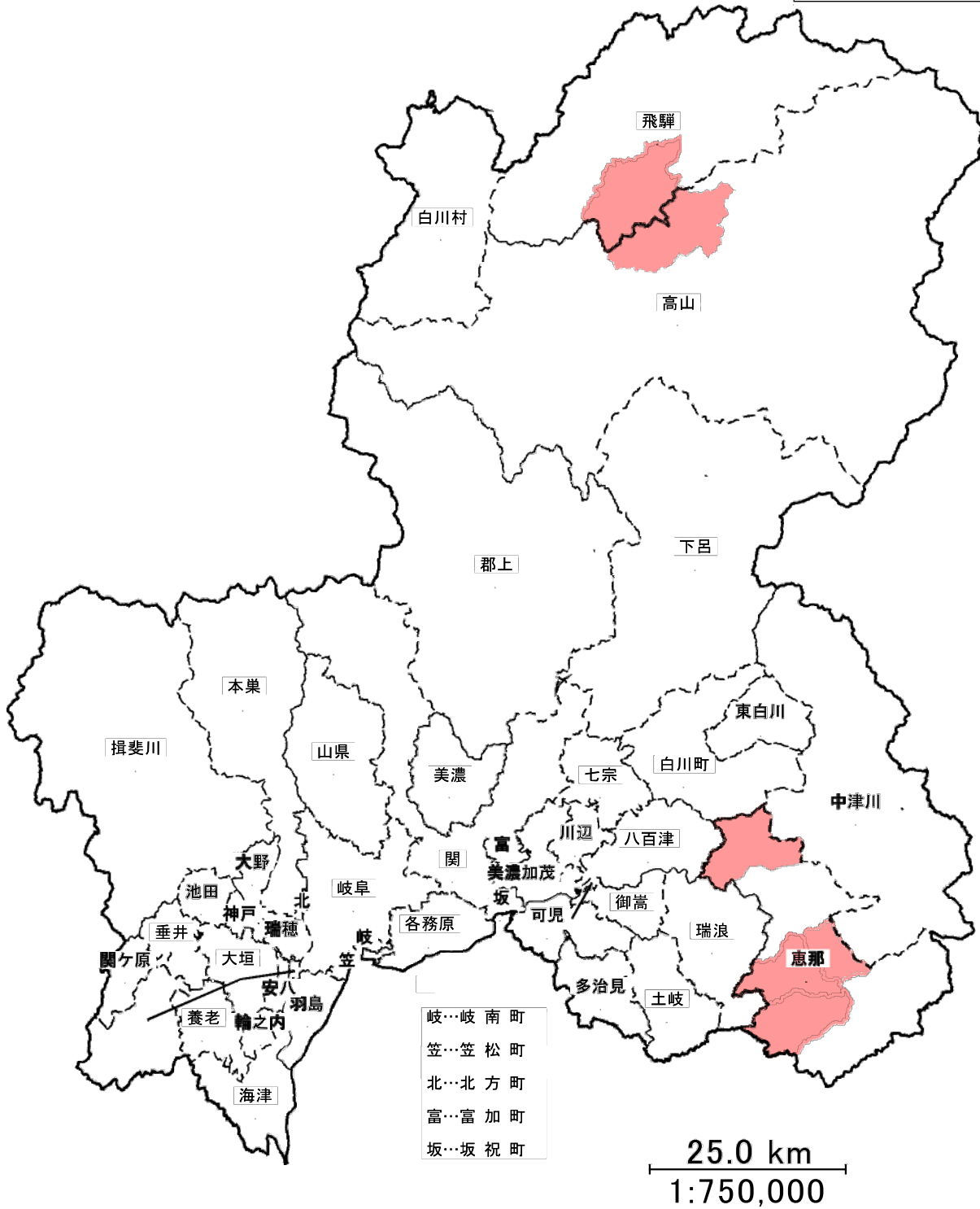
ク 低開発地域工業開発地区

法律名	低開発地域工業開発促進法（昭和 36 年法律第 216 号）			
計画名				
指定年月日	昭和 38 年 10 月 21 日 3 市			
指定面積	41,823 ha			
指定地区	指定年月日	地区名	圏域名	市町村名
	S 38. 10. 21 (一部解除 S 46. 10. 21)	恵那地区 (23,169ha)	東濃	恵那市（旧笠置村、旧中野方村、 旧飯地村、旧岩村町、旧山岡町、 旧明智町の区域）
		高山地区 (18,654ha)	飛驒	高山市（旧国府町の区域）、 飛驒市（旧古川町の区域）
備考	○計画策定	なし		
	○特例	指定後 40 年間は工場等の設置に対し財政助成制度の適用がある。		
	○指定解除	次の地区については、中部圏開発整備法（昭和 41 年法律第 102 号）第 14 条第 1 項の規定に基づく都市開発区域に指定され、低開発地域工業開発促進法に基づく財政助成制度と同様の措置が、中部圏の都市整備区域、都市開発区域及び保全区域の整備等に関する法律（昭和 42 年法律第 102 号）で講じられているため、指定が解除されている。		
		地区名 (解除面積)	解除年月日	市町村名
		中濃地区 (50,931ha)	S 45. 9. 15	関市、美濃市、美濃加茂市、 可児市、坂祝町、富加町、 川辺町、御嵩町、兼山町
	恵那地区 (10,328ha)	S 46. 10. 21	旧笠置村、旧中野方村、 旧飯地村を除く区域	
	高山地区 (13,957ha)		高山市	
所管	国	国土交通省・経済産業省	県	市町村課



低開発地域工業開発地区

凡例	
低開発地域工業開発地区 指定地域	
岐阜県界	
市町村界	
引き込み線	



(C) 岐阜県

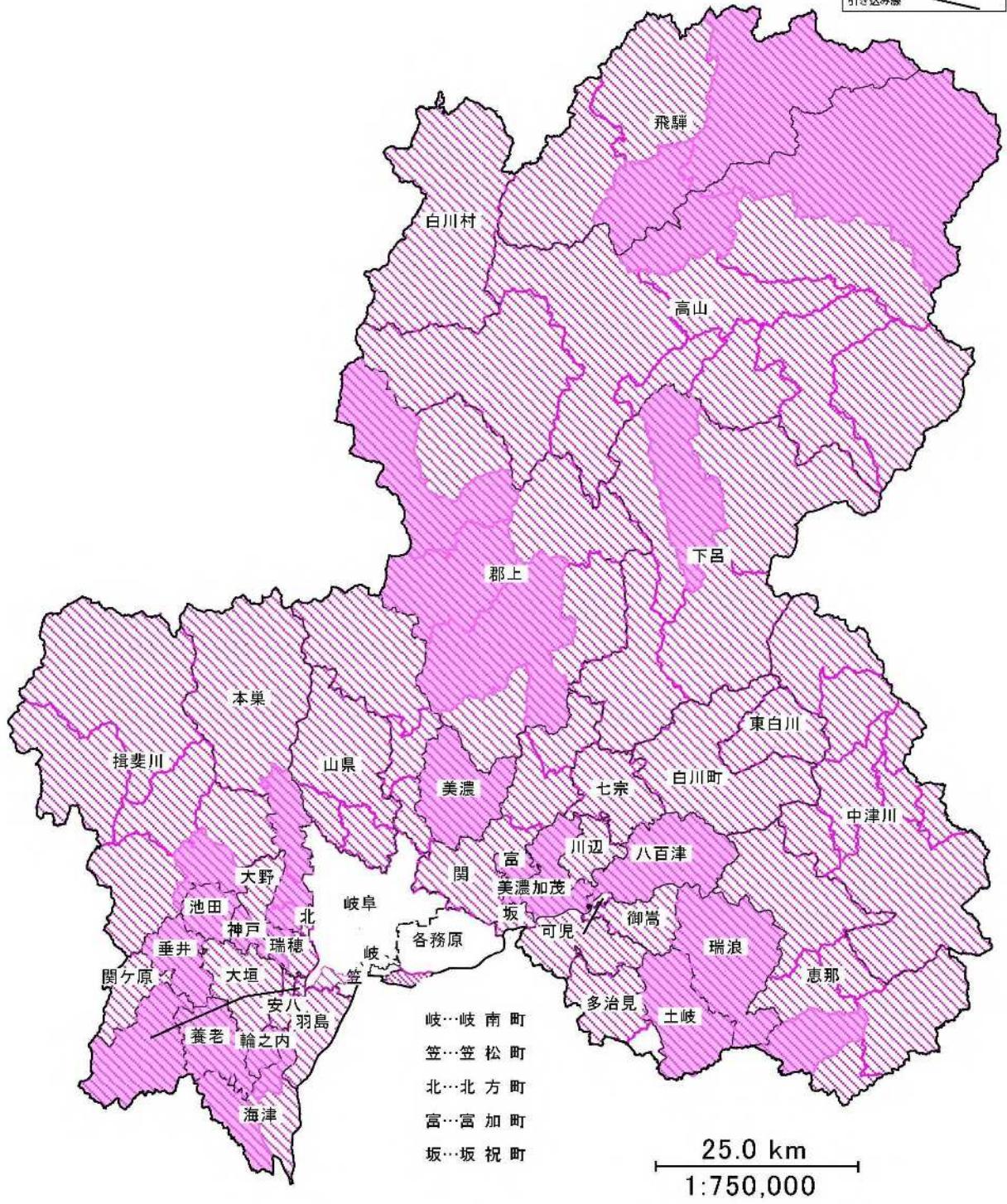
ケ 農村産業法対象区域

法律名	農村地域への産業の導入の促進等に関する法律（昭和46年法律第112号）					
計画名	法第4条に基づく県基本計画、法第5条に基づく市町村実施計画					
指定年月日	—					
指定面積	—					
指定区域	年度	市町村等名	計画策定年月日	変更告示年月日（最終）	工業導入地区面積（㎡）	団地数
	S46	瑞穂市(旧巢南町)	S47.03.03	H17.11.22	86,535	3
		高山市(旧国府町)	S47.02.29	H16.11.26	34,678	3
		下呂市(旧萩原町)	S47.03.03	—	53,605	2
	S47	大垣市(旧上石津町)	S47.12.27	H9.06.12	278,835	5
		郡上市(旧白鳥町)	S48.02.28	R2.11.12	189,197	1
		郡上市(旧八幡町)	S48.03.07	R2.11.12	48,992	2
		飛驒市(旧古川町)	S48.02.19	H8.06.08	142,495	3
	S48	揖斐川町(旧揖斐川町)	S49.03.15	H31.03.22	181,502	2
		郡上市(旧大和町)	S49.02.12	R2.11.12	0	0
		養老町	S49.03.29	—	121,141	2
		飛驒市(旧神岡町)	S49.03.29	S60.02.06	129,296	3
	S49	高山市(旧上宝村)	S50.01.07	S55.01.11	9,165	1
		恵那市(旧明智町)	S50.03.29	S59.12.27	204,388	2
		海津市(旧平田町)	S50.03.29	H13.09.17	192,351	7
	S50	富加町	S51.10.16	—	88,575	1
	S51	輪之内町	S52.03.11	H19.12.27	116,582	3
	S56	美濃加茂市	S56.09.28	—	300,319	1
		瑞浪市	S57.02.15	S58.09.24	604,632	2
	S58	八百津町	S58.10.31	H20.02.14	250,182	2
池田町		S59.01.04	H3.03.31	124,011	3	
本巣市(旧真正町)		S59.03.31	H2.03.31	95,172	2	
S61	本巣市(旧糸貫町)	S62.01.20	H6.03.31	230,310	2	
S62	土岐市	S63.02.26	—	259,212	2	
S63	垂井町	S63.07.02	—	55,555	1	
	美濃市	S63.07.15	—	482,608	2	
	海津市(旧南濃町)	H元.03.31	H27.07.13	151,986	3	
H3	本巣市(旧本巣町)	H4.03.16	—	96,366	1	
H18	関ヶ原町	H18.07.31	—	13,586	1	
H19	神戸町	H19.10.29	—	78,440	1	
計					4,619,716	63
備考	法第2条に規定されている「農村地域」で計画が可能である。 「農村地域」以外の市町村 ・岐阜市（旧岐阜市の区域）・各務原市（旧各務原市の区域） ・岐南町・笠松町 計4市町					
所管	国	農林水産省 経済産業省 厚生労働省	県	農村振興課 企業誘致課		

農村産業法対象区域



凡例	
農村地域 指定区域	
実施計画地域 市町村計画	
岐阜県界	
市町村界	
引越込み線	



(C) 岐阜県

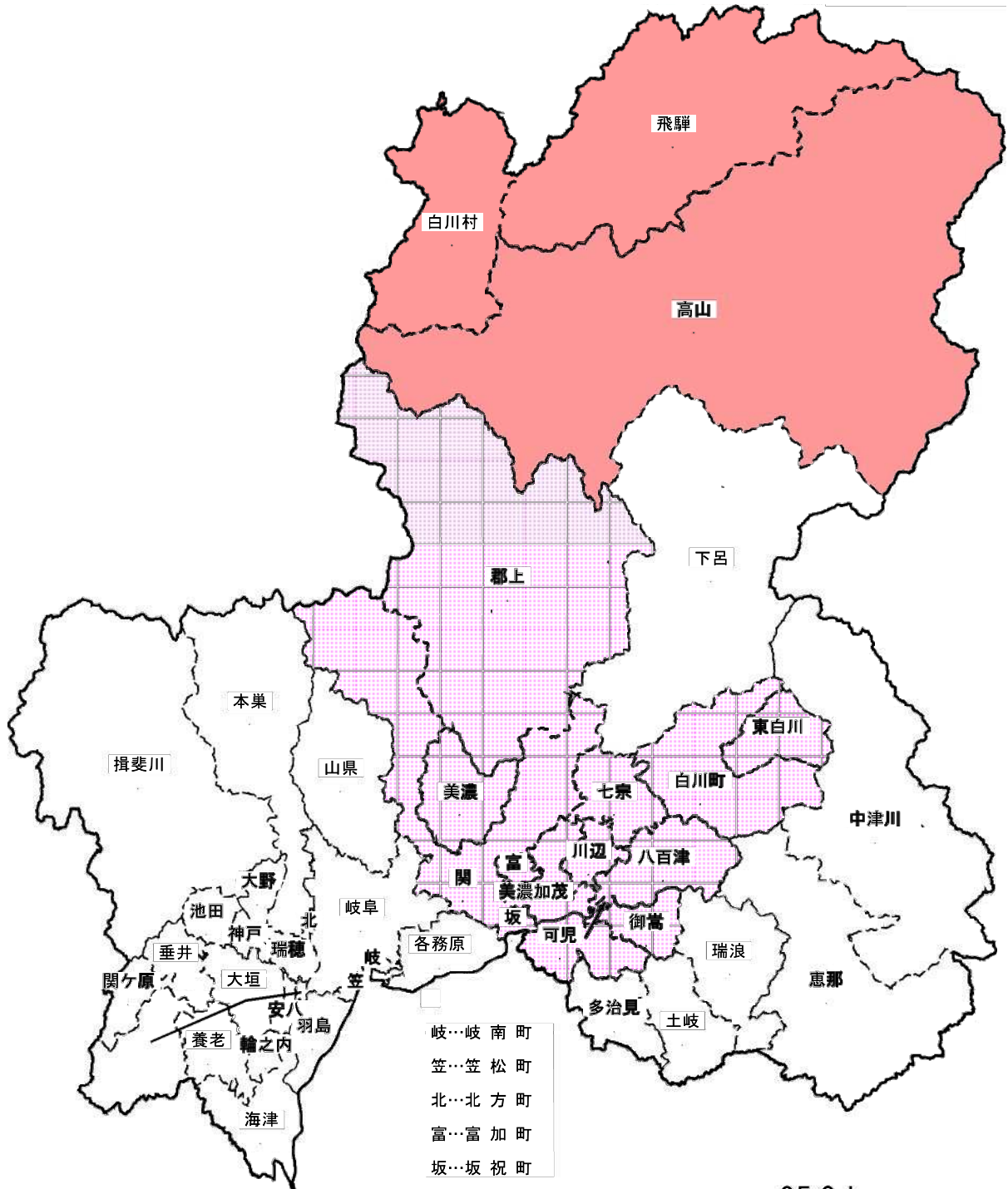
コ 地方拠点都市地域

法律名	地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律 (平成4年法律第76号)			
計画名	飛騨地方拠点都市地域基本計画 中濃地方拠点都市地域基本計画			
指定年月日	平成5年2月12日(岐阜県告示第83号) 平成6年9月13日(岐阜県告示第570号)			
指定面積	332,678 ha(飛騨) 245,426 ha(中濃)			
指定区域	<p>(飛騨) 2市1村 高山市、飛騨市、白川村</p> <p>(中濃) 5市7町1村 関市、美濃市、美濃加茂市、可児市、郡上市、坂祝町、富加町、川辺町、七宗町、八百津町、白川町、東白川村、御嵩町</p>			
備考				
所管	国	総務省 農林水産省 経済産業省 国土交通省	県	市町村課



地方拠点都市地域

凡例	
地方拠点都市地域	
飛騨	
中濃	
岐阜県界	
市町村界	
引き込み線	



(C) 岐阜県

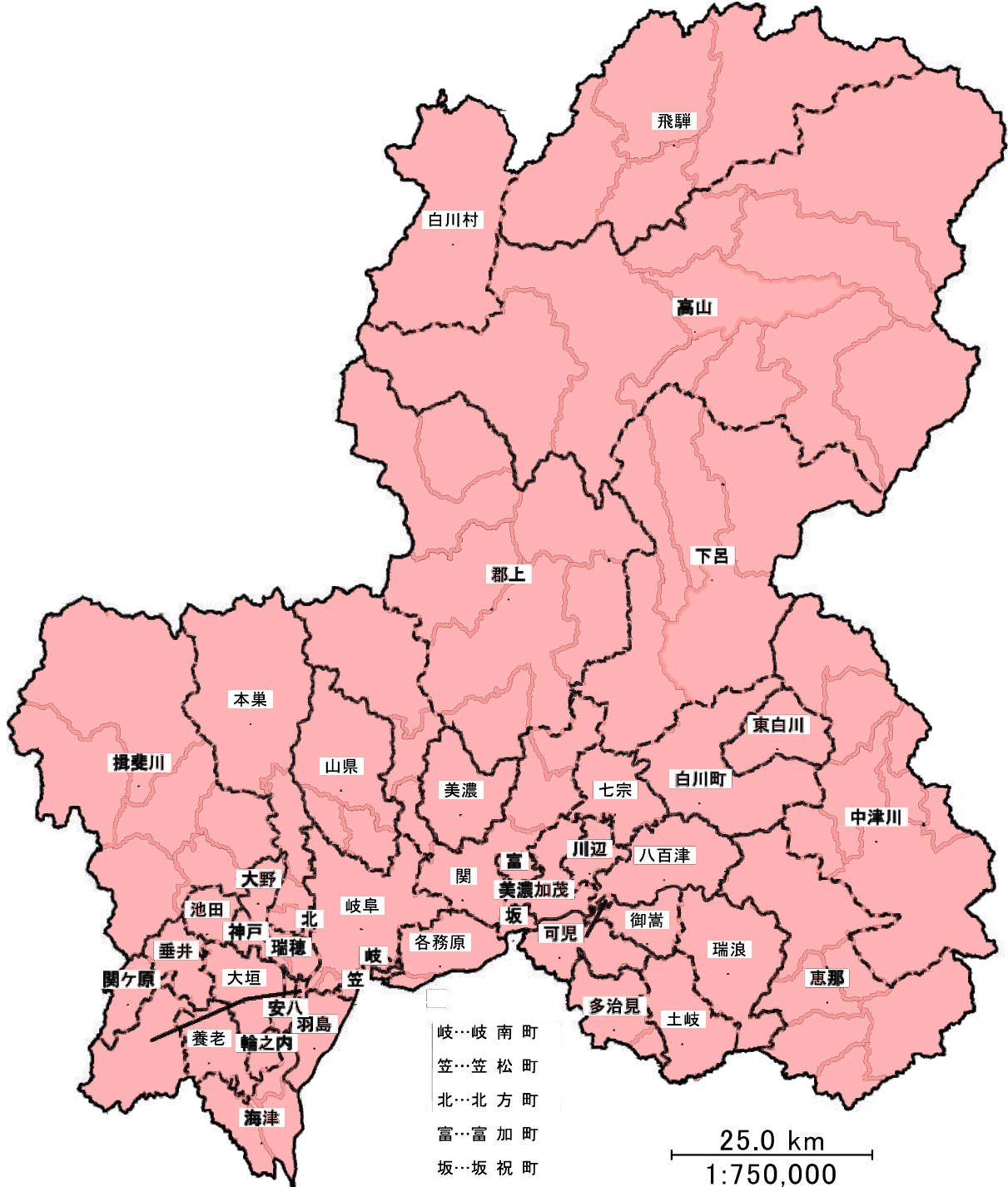
サ 促 進 区 域 （地域未来投資促進法）

法 律 名	地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律 (平成 19 年法律第 40 号)			
計 画 名	地域未来投資促進法基本計画（山口市、岐阜県の計 2 地域で策定）			
指 定 年 月 日	山口市基本計画第 2 期 … 令和 6 年 4 月 1 日 国同意 岐阜県基本計画 … 令和 6 年 3 月 22 日 国同意			
指 定 面 積	—			
指 定 区 域	岐阜県全域（ただし、県自然環境保全条例に規定する自然環境保全地域を除く。）			
備 考				
所 管	国	総務省 財務省 厚生労働省 農林水産省 経済産業省 国土交通省	県	企業誘致課



促進区域

凡例	
促進区域	
岐阜県全域	
ただし、県自然環境保全条例に規定する自然環境保全地域、及び自然公園法に規定する揖斐関ヶ原養老園定公園の区域（養老町基本計画に限る。）を除く。	
岐阜県界	
市町村界	
引き込み線	



(C) 岐阜県

シ 積雪寒冷特別地域

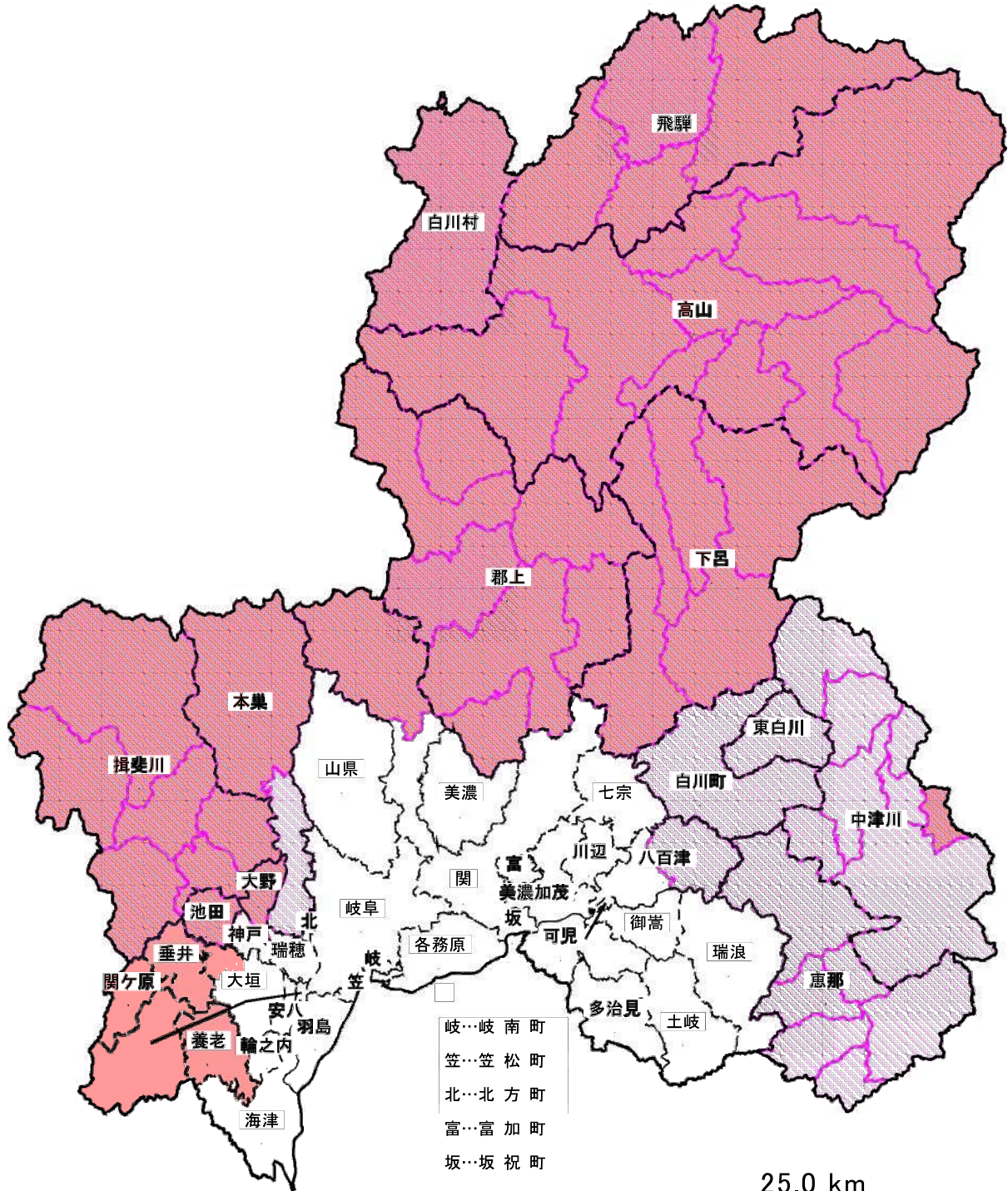
法律名	積雪寒冷特別地域における道路交通の確保に関する特別措置法 (昭和31年法律第72号)			
計画名	積雪寒冷特別地域道路交通確保5ヶ年計画			
指定年月日	令和5年5月8日			
	積雪地域		寒冷地域	
	大垣市 ※	高山市	高山市 ※	
	関市 ※	中津川市 ※	中津川市	
	飛騨市	飛騨市	恵那市	
	本巣市 ※	本巣市	飛騨市	
	郡上市	郡上市	本巣市	
	下呂市	下呂市	郡上市	
	養老町	揖斐川町	下呂市	
	垂井町	大野町	揖斐川町	
	関ヶ原町	池田町	大野町	
	揖斐川町	八百津町 ※	池田町	
	大野町	白川町	八百津町 ※	
	池田町	東白川村	白川町	
	白川村	白川村	東白川村	
	白川村	白川村	白川村	
	計 15市町村	計 15市町村		
備考	○上記の地域内にある指定道路			
所管	国	国土交通省	県	道路維持課

注) ※: 大垣市については、旧赤坂町及び旧上石津町。本巣市については、旧根尾村。関市については、旧板取村。中津川市については、旧山口村。八百津町については、旧潮南村、旧福地村及び旧久田見村の区域である。



積雪寒冷特別地域

凡例	
積雪地域 指定地域	
寒冷地域 指定地域	
岐阜県界	
市町村界	
引き込み線	



- 岐…岐南町
- 笠…笠松町
- 北…北方町
- 富…富加町
- 坂…坂祝町

25.0 km
1:750,000

(C) 岐阜県

ス 辺 地

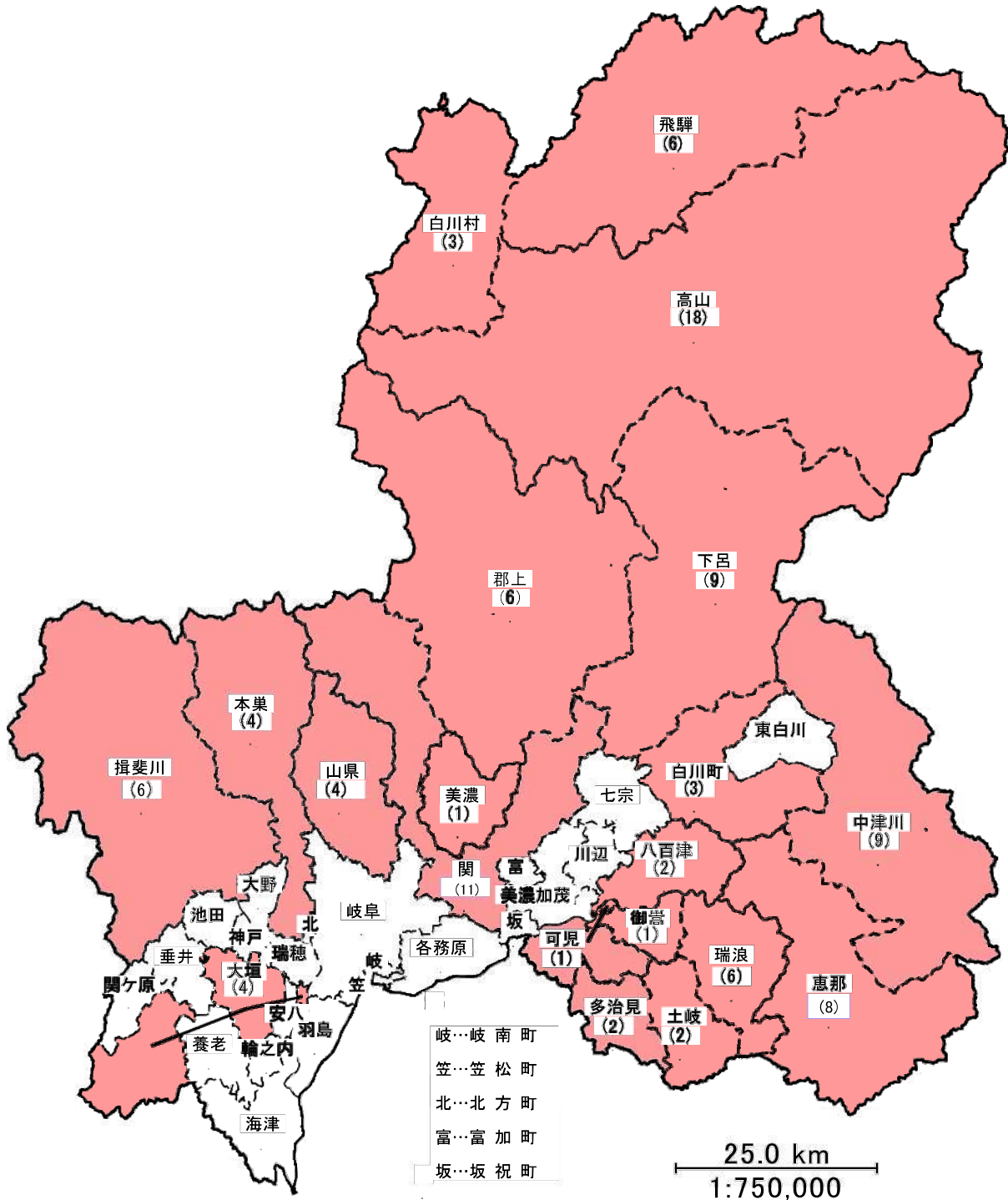
法 律 名	辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律 (昭和 37 年法律第 88 号)			
計 画 名	辺地総合整備計画			
該 当 面 積	3,582.2 km ² (令和 6 年 3 月 31 日現在)			
該 当 区 域	圏 域 名	市 町 村 名	辺 地 数	辺 地 名
	岐 阜	山 県 市	4	柿野、北山、日永、西葛原
		本 巢 市	4	本巢東、金原、根尾東、根尾西
	西 濃	大 垣 市	4	西山、時山、細野、奥
		揖 斐 川 町	5	谷汲上神原、谷汲岐礼、春日美東、小津、日坂
	中 濃	関 市	11	高見、高賀、白谷、保木口、杉原、雁曾礼、祖父川、鳥屋市、船山、明ヶ島、行合
		美 濃 市	1	大矢田半道
		可 児 市	1	大平
		郡 上 市	6	中部、北部、西部、南部、東部、東部田平
		八 百 津 町	2	潮南、福地
		白 川 町	3	佐見、蘇原、黒川
		御 嵩 町	1	上之郷

	圏 域 名		市町村名	辺地数	辺 地 名
	該 当 区 域	東 濃	多 治 見 市	2	諏訪、北小木
中 津 川 市			9	上野、北部、角領、下浦、下柏原、矢平、東山、霧ヶ原向山、塩野細野	
瑞 浪 市			6	田高戸、平山、神田、論析、深沢、北野	
恵 那 市			8	太田・榎杭、山足・沖の洞、馬場山田、横通、松本、大竹、中沢、飯地	
土 岐 市			2	蘭仙、西	
飛 騨		高 山 市	17	旗鉾、板殿、白井、折敷地、大原、夏厩、二本木、池本、六厩、野々俣、段・奥、片籠・渚・阿多粕、秋神、日和田、平湯、長倉、双六	
		飛 騨 市	6	数河、山之村、元田、稲越、坂下、北部	
		下 呂 市	9	萩原町山之口、小坂町湯屋大洞、下呂三ツ石、下呂中原、下呂上原、金山町菅田、金山町下原、金山町北部、馬瀬南部	
		白 川 村	3	御母衣、平瀬、小白川	
		計	20	104	
所 管	国	総 務 省	県	市 町 村 課	

辺地



凡例	
辺地	
該当区域	
() 数	
岐阜県界	
市町村界	
引き込み線	



岐…岐南町
 笠…笠松町
 北…北方町
 富…富加町
 坂…坂祝町

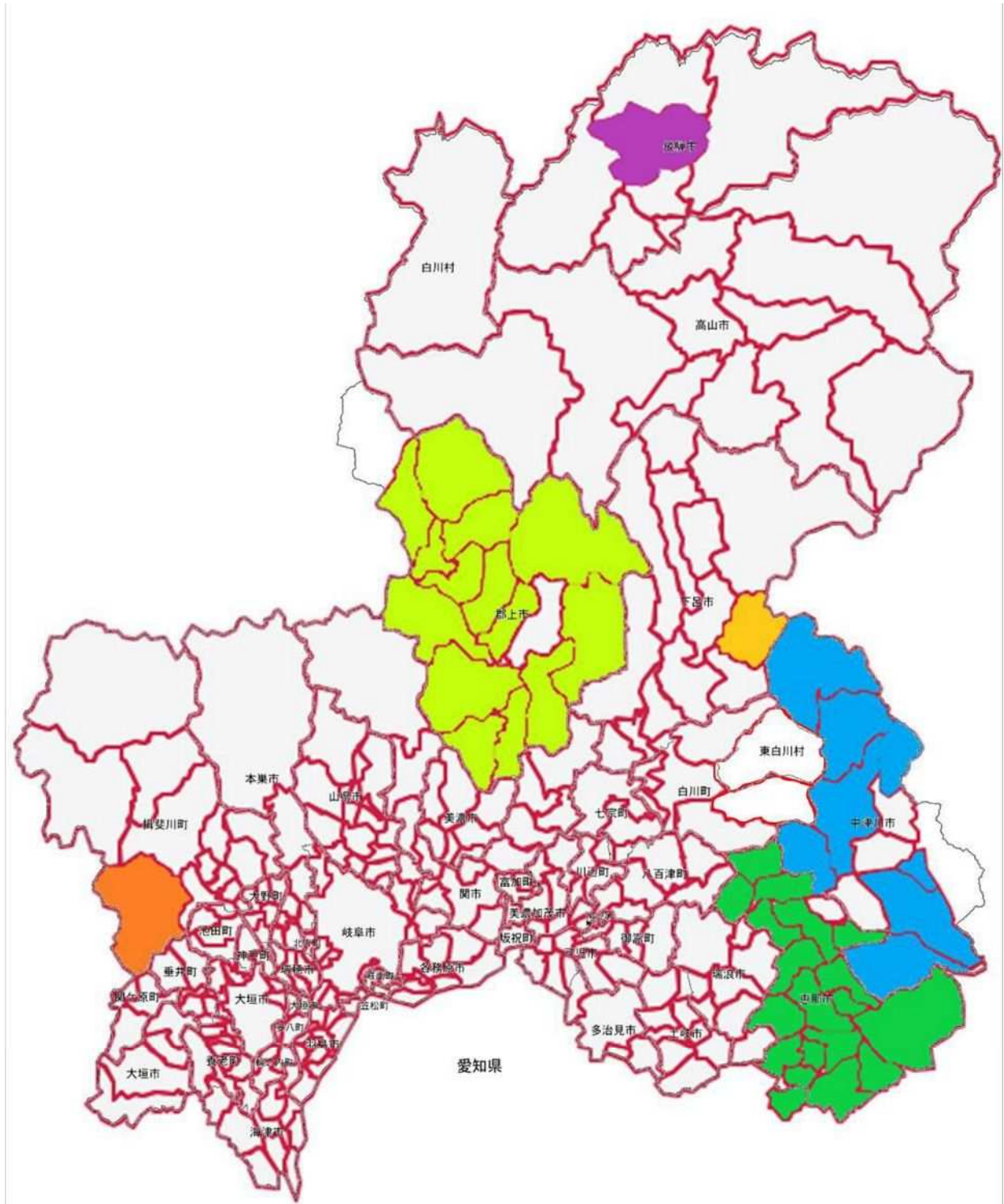
(C) 岐阜県

セ 指 定 柵 田 地 域

法 律 名		柵田地域振興法（令和元年6月19日法律第42号）		
計 画 名		法第6条に基づく県柵田地域振興計画 法第7条に基づく指定柵田地域 法第10条に基づく指定柵田地域振興活動計画		
R5.4.1 時点				
現市町村	指定柵田地域指定地域一覧		指定柵田地域振興活動計画認定一覧	
	指定柵田地域	柵田の名称	協議会の名称	柵田の名称
中津川市	神坂村	細野、寺田		
	中津町	新穴、今井、原勝、園原、奥村、川上		
	落合村	与坂、大久手		
	川上村	森平、田畑、奥屋、丸野、上平		
	加子母村	牧戸、尾山	牧戸柵田地域振興協議会	牧戸柵田
	付知町	矢平、学園		
	福岡村	はちたか地域、夏焼、若山	はちたか地域柵田振興協議会	はちたか地域
	蛭川村	今洞、町切、奈良井、奥渡		
阿木村	前沢			
恵那市	中野方村	井尻、勢井後、野瀬、橋立、橋戸、浜井場、大曲、坂折、霧山、西久保、川向、奥洞、口洞、竜部坂、道場、横枕、新賦、宇塚、力石、皆曾、松林	中野方地域柵田振興協議会	井尻の柵田、勢井後の柵田、野瀬の柵田、橋立の柵田、橋戸の柵田、浜井場の柵田、大曲の柵田、坂折の柵田、霧山の柵田、西久保の柵田、川向の柵田、奥洞の柵田、口洞の柵田、竜部坂の柵田、道場の柵田、横枕の柵田、新賦の柵田、宇塚の柵田、力石の柵田、皆曾の柵田、松林の柵田
	笠置村	中田、棚杭、西森、田沢、切山、南、中切、小井戸、棚久保、道木、河合中央		
	武並村	上の洞、山足、瀬々良瀬		
	三郷村	西組、深瀬、三共、殿畑、伊保中切、中組上平、野井西部、野井中央、野井大沢、東赤坂		
	長島町	永田、茂立、本郷、山中、碓笕、四ッ谷、千田		
	東野村	小野川、大藤、辻		
	本郷村	打杭、大円寺、本郷、開拓、根ノ上、小坪、上切、上平、中切、飯留		
	岩村町	山上、新柱		
	遠山村	峰山、兼平、飯高・水口、田沢、黒羽根、久保原		
	鶴岡村	釜屋、西原・中田、田代		
	吉田村	小泉、大栗、上田良子、下田良子		
	明知町	大久手		
	静波村	野志、杉平、門野、暮倉、高波、峰山中切、馬木、小杉		
	串原村	川ヶ渡、柿畑、木根、大平、松本、松林、峯、岩倉、中沢		
	下原田村	漆原、小田子、下、本郷		
	上村	飯田洞、木の美、島、横道、小笹原		
	飯地村	入野、裏洞、沖田、沢尻、杉の沢、中洞、福原尾、南西山、見渡		
	飛騨市	坂上村	種蔵柵田	種蔵柵田連絡協議会
揖斐川町	春日村	貝原柵田	揖斐川町貝原柵田地域振興協議会	貝原柵田
下呂市	竹原村	三ツ石柵田	三ツ石柵田連絡協議会	三ツ石柵田
郡上市	川合村	初音2区、初音3区、河鹿1区、河鹿2区		
	山田村	口神路、中神路、上神路、牧三田、下古道、上古道、下栗巣2、下栗巣3、上栗巣		
	弥富村	中剣東、上剣、口大間見上4・5、大間見助平、大間見一楽、大間見重光、大間見義洞、小間見、中万場、下万場		
	牛道村	野添、六ノ里、中西、阿多岐、那留	六ノ里柵田振興協議会	六ノ里地区の柵田
	白鳥町	白鳥、越佐		
	高鷲村	鮎走1、鮎走3、小洞1、大洞、神道1、神道2、切立1、切立2、切立3、切立4、切立5、正ヶ洞、中洞1、中洞2、長野、鷲見1、鷲見2、鷲見3、鷲見5、鷲見7、鷲見8、西洞1、西洞2、西洞3、西洞4、西洞5、西洞6		
	北濃村	前谷、歩岐島、干田野、長滝	前谷柵田地域振興協議会	前谷
	西川村	福田、洞口、落部		
	相生村	東乙原、寺本、西乙原、森・黒佐		
	蕎田村	木尾、八坂、棚川、赤池、杉原		
	下川村	篠原、刈安、畑佐・会津中、東母野		
	奥明方村	大谷、寒水中央、寒水尾会津、寒水平沢、寒水奥、気良柏尾、西気良上、奥住小保木、小川森本、畑佐中央、畑佐下谷	奥住小保木柵田地域振興協議会	奥住小保木地区の柵田
	西和良村	貫間		
和良村	宮代、上土京、下土京、方須			
郡上市 大野市	石徹白村	旧石徹白村地域の柵田		
恵那市 豊田市	三濃村	才坂		

計	6市町（45地区）		
要件	<ul style="list-style-type: none"> ○ 棚田地域 法律上「自然的社会的諸条件からみて一体的な日常生活圏を構成していると認められる棚田を含む一定の地域で政令で定める要件に該当するもの」 【政令で定める要件】 ①昭和25年2月1日における市町村(旧旧市町村)の区域であって、 ②区域内の勾配が1/20の土地にある一団の棚田の面積が1ha以上であること ○ 指定棚田地域として指定される地域 上記要件を満たす棚田地域のうち、法第7条第1項の規定により、 ①棚田等の保全を図るため、当該棚田地域の振興のための措置を講ずることが適当であると認められること ②当該棚田地域に係る棚田地域振興活動が円滑かつ確実に実施されると見込まれる棚田地域であること 		
所管	国	内閣府、総務省、文部科学省、農林水産省、国土交通省、環境省	県 農村振興課

(3) 指定棚田地域



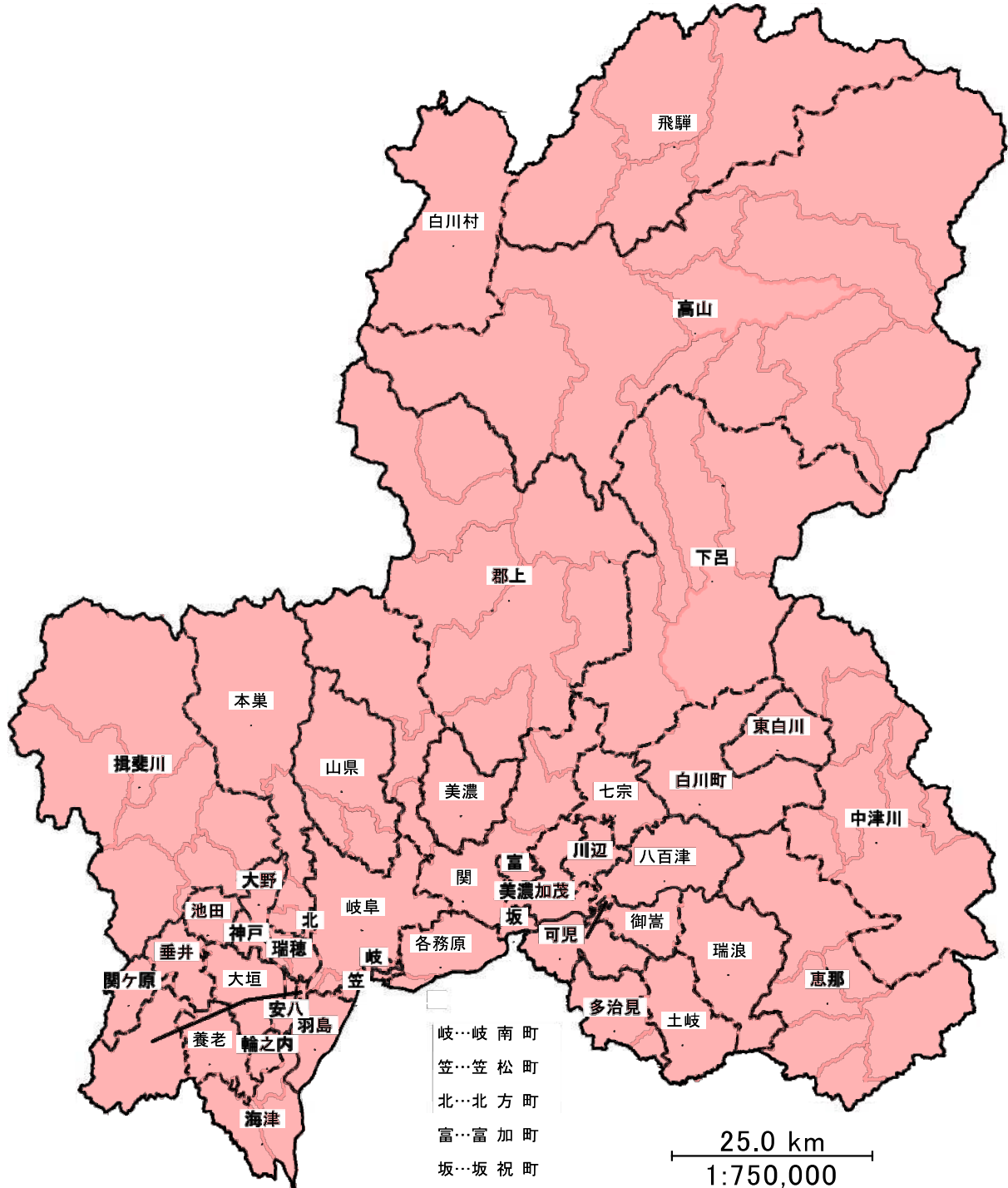
ソ 地域再生区域 (地域再生法)

法 律 名	地域再生法 (平成 17 年法律第 24 号)			
計 画 名	2020 西回りエリア特定業務施設整備事業計画、航空機関連クラスター地域特定業務施設整備事業計画、東濃クロスエリア特定業務施設整備事業計画、飛騨・郡上地域特定業務施設整備事業計画			
指 定 年 月 日	平成 27 年 10 月 2 日			
指 定 面 積	—			
指 定 区 域	指定区域名	構成市町村		
	・ 2020 西回りエリア	岐阜市、大垣市、羽島市、山県市、瑞穂市、本巣市、海津市、養老町、垂井町、関ヶ原町、神戸町、輪之内町、安八町、揖斐川町、大野町、池田町、北方町		
	・ 航空機関連クラスター地域	関市、美濃市、美濃加茂市、各務原市、岐南町、笠松町、坂祝町、富加町、川辺町、七宗町、八百津町、白川町、東白川村		
	・ 東濃クロスエリア	多治見市、中津川市、瑞浪市、恵那市、土岐市、可児市、御嵩町		
	・ 飛騨・郡上地域	高山市、飛騨市、郡上市、下呂市、白川村		
備 考				
所 管	国	内閣府	県	企業誘致課



地域再生計画区域

凡例	
地域再生計画区域	
岐阜県全域	
岐阜県界	
市町村界	
引き込み線	



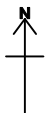
(C) 岐阜県

(2) その他の地域指定

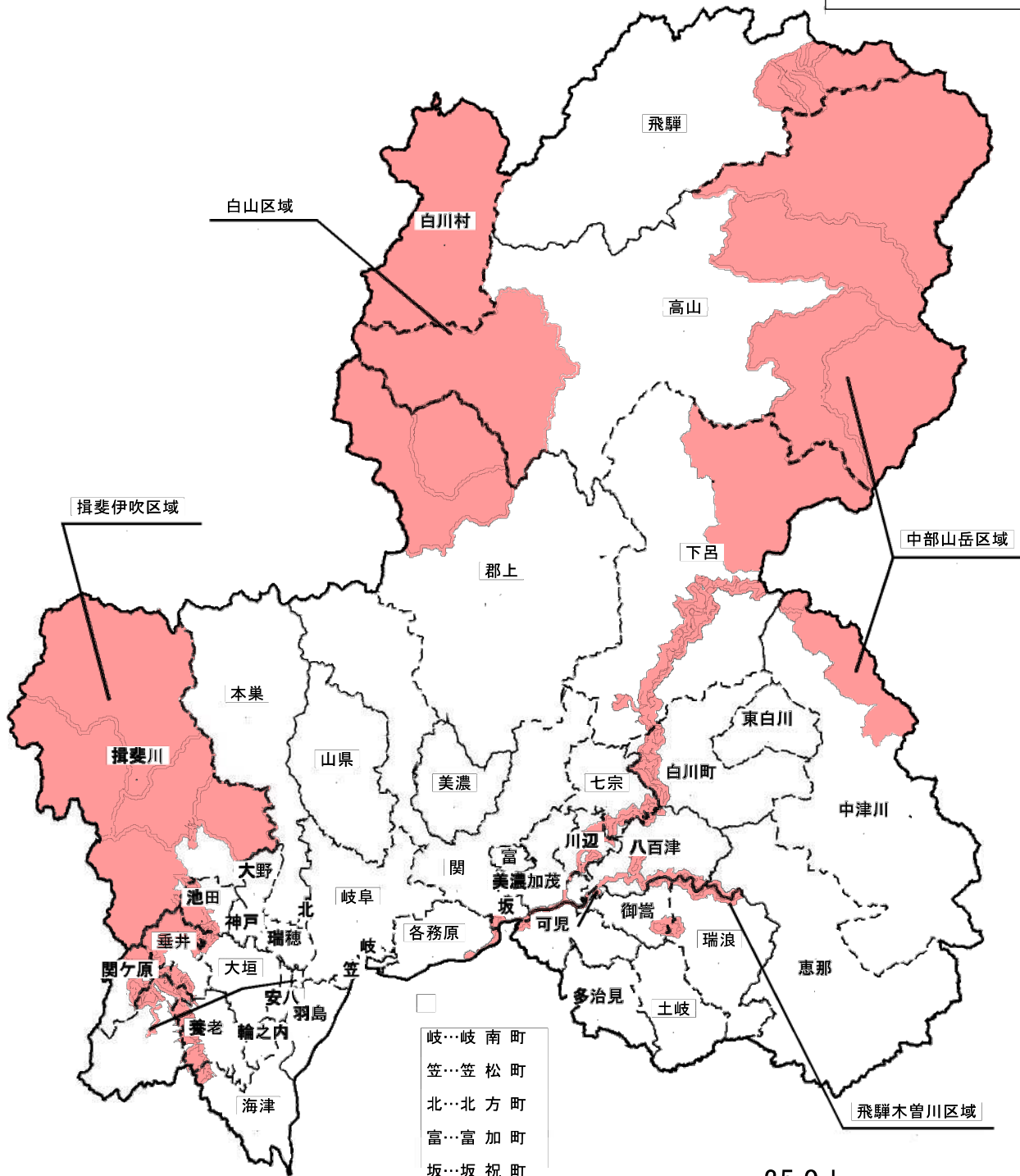
ア 中部圏保全区域

法律名	中部圏開発整備法（昭和41年法律第102号）			
計画名	中部圏保全区域整備計画			
指定年月日	昭和43年11月14日（総告第43号）			
指定面積	3,589 km ²			
区域名	市 町 村 名			
中部山岳区域	<p>高山市（旧丹生川村、旧朝日村、旧高根村及び旧上宝村の各区域に限る。）、飛騨市（旧神岡町のうち大字伊西、大字森茂、大字岩井谷、大字下之本、大字打保、大字和佐府及び大字瀬戸の各区域に限る。）及び下呂市（旧小坂町の区域に限る。）の各地域並びに中津川市（旧川上村、旧加子母村、旧付知町及び旧福岡町の各区域に限る。）のうち裏木曾県立自然公園に属する区域</p> <p style="text-align: right;">面積 1,594 km²</p>			
白山区域	<p>郡上市（旧白鳥町及び旧高鷲村の各区域に限る。）、高山市（旧荘川村の区域に限る。）及び大野郡白川村の各区域</p> <p style="text-align: right;">面積 980 km²</p>			
飛騨木曾川区域	<p>瑞浪市、恵那市、美濃加茂市、各務原市、可児市、下呂市（旧下呂町及び旧金山町の各区域に限る。）、加茂郡坂祝町、同川辺町、同七宗町、同八百津町、同白川町及び可児郡御嵩町の各区域のうち飛騨木曾川国定公園に属する区域</p> <p style="text-align: right;">面積 145 km²</p>			
揖斐伊吹区域	<p>大垣市（旧大垣市及び旧上石津町の区域に限る。）、本巣市（旧本巣町の区域に限る。）、海津市（旧南濃町の区域に限る。）、養老郡養老町、不破郡垂井町、同関ヶ原町、揖斐郡揖斐川町及び同池田町の各区域のうち揖斐関ヶ原養老国定公園、揖斐県立自然公園又は伊吹県立自然公園に属する区域</p> <p style="text-align: right;">面積 870 km²</p>			
所管	国	国土交通省	県	清流の国づくり政策課

中部圏保全区域



凡例	
中部圏保全区域	
中部圏保全区域	
岐阜県界	
市町村界	
引き込み線	



(C) 岐阜県

イ 都 市 計 画 区 域 等

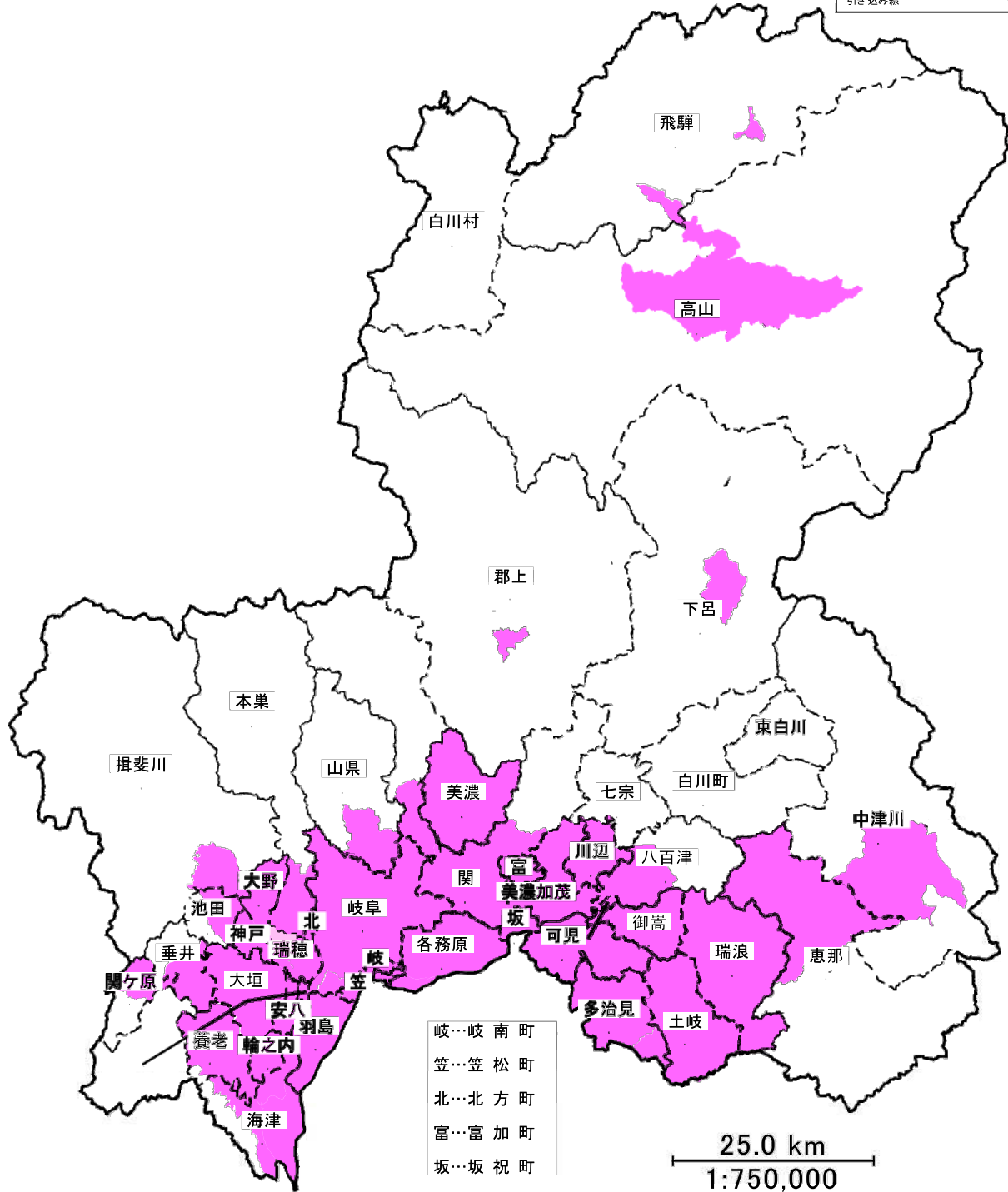
法 律 名	都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）					
計 画 名	都市計画					
指 定 年 月 日	大正 12 年～令和 5 年					
都市計画区域	都市計画区域名	市町村名	範 囲	区 域 指 定 面 積	市街化区域 面 積	用 途 地 域 面 積
	岐 阜	計		24,665 ^{ha}	10,844 ^{ha}	10,844 ^{ha}
		岐 阜 市	全 部	20,360	8,027	8,027
		瑞 穂 市	一 部	1,966	1,151	1,151
		岐 南 町	全 部	791	737	737
		笠 松 町	〃	1,030	518	518
		北 方 町	〃	518	411	411
	大 垣	計		15,125	4,814	4,828
		大 垣 市	一 部	8,314	3,460	3,474
		垂 井 町	〃	3,117	708	708
		神 戸 町	全 部	1,878	311	311
		安 八 町	〃	1,816	335	335
	高 山	高 山 市	一 部	19,402	—	1,565
	多 治 見	多 治 見 市	全 部	9,125	3,170	3,170
	関	関 市	一 部	13,082	—	1,633
	中 津 川	中 津 川 市	〃	13,029	—	931
	美 濃	美 濃 市	全 部	11,701	—	679
	瑞 浪	瑞 浪 市	〃	17,486	—	672
	羽 島	羽 島 市	〃	5,366	1,421	1,421
	恵 那	恵 那 市	一 部	17,256	—	590

	都市計画区域名	市町村名	範 囲	区 域 指 定 面 積	市街化区域 面 積	用 途 地 域 面 積
都市計画区域	美濃加茂	計		14,566 ^{ha}	— ^{ha}	1,075 ^{ha}
		美濃加茂市	全 部	7,481	—	869
		坂 祝 町	〃	1,287	—	123
		富 加 町	〃	1,682	—	—
		川 辺 町	〃	4,116	—	83
	土 岐	土 岐 市	〃	11,602	—	2,154
	各 務 原	各 務 原 市	〃	8,781	2,905	2,905
	可 児	可 児 市	一 部	8,496	—	2,144
	高 富	山 県 市	〃	3,922	—	342
	古 川	飛 騨 市	〃	1,030	—	274
	神 岡	飛 騨 市	〃	511	—	—
	本 巢	本 巢 市	〃	3,368	—	272
	八 幡	郡 上 市	〃	818	—	219
	下 呂	下 呂 市	〃	3,111	—	445
	海 津	海 津 市	〃	8,284	—	—
	養 老	養 老 町	〃	6,835	—	—
	関 ヶ 原	関 ヶ 原 町	〃	2,434	—	343
	輪 之 内	輪 之 内 町	全 部	2,233	—	—
	揖 斐	計		8,780	—	230
		揖斐川町	一 部	3,134	—	230
		大 野 町	全 部	3,420	—	—
		池 田 町	一 部	2,226	—	—
	八 百 津	八 百 津 町	〃	4,737	—	—
	御 嵩	計		5,930	—	518
		御 嵩 町	全 部	5,669	—	518
		可 児 市	一 部	261	—	—
	計	27 区域	38 市町	241,675	23,154	37,254
準都市計画区域	瑞穂	瑞穂市	一 部	853	—	—
計	1 区域	1 市	853	—	—	
備 考	○令和6年4月1日現在					
所 管	国	国 土 交 通 省	県	都 市 政 策 課		



都市計画区域及び 準都市計画区域

凡例	
都市計画区域	
準都市計画区域	
岐阜県界	
市町村界	
引き込み線	

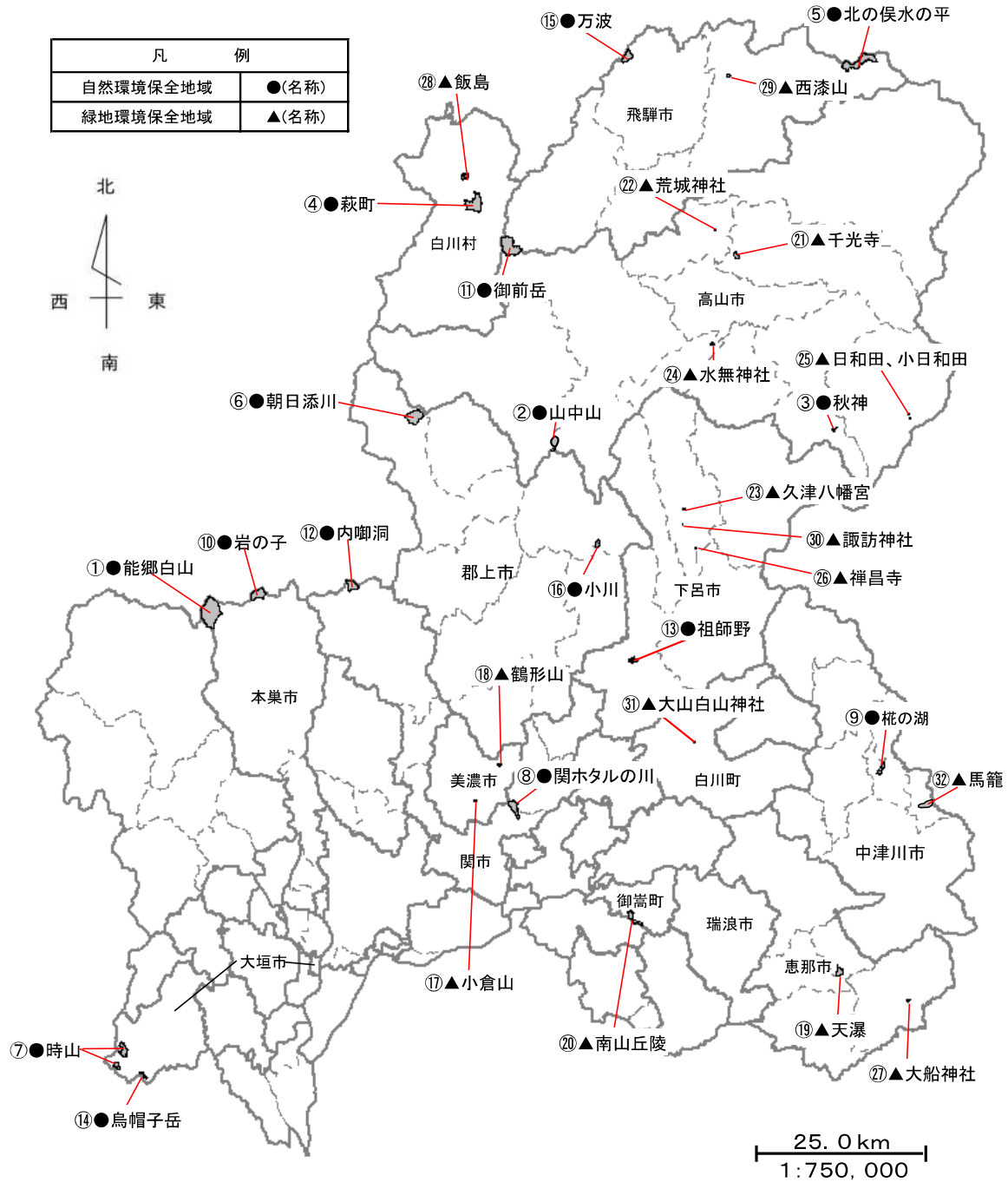


(C) 岐阜県

ウ 自然環境保全地域・緑地環境保全地域

法律名	岐阜県自然環境保全条例（昭和47年条例第17号）			
計画名	保全計画			
指定年月日	（下表参照）			
指定面積	3,611.25 ha（自然環境 2,956.87 ha 緑地環境 654.38 ha）			
区分	地域名	面積 (ha)	市町村名	指定年月日
自然環境保全地域 （条例指定）	① 能郷白山	656.45	本巣市	S.51.2.3
	② 山中山	13.12	高山市	S.51.2.3
	③ 秋神	10.04	高山市	S.51.2.3
	④ 荻町	300.45	白川村	S.51.2.3
	⑤ 北の俣・水の平	363.52	飛騨市	S.51.10.15
	⑥ 朝日添川	287.80	郡上市	S.51.10.15
	⑦ 時山	160.80	大垣市	S.51.10.15
	⑧ 関ホタルの川	157.10	関市	S.51.10.15
	⑨ 椈の湖畔	56.50	中津川市	S.51.10.15
	⑩ 岩の子	182.41	本巣市	S.52.9.30
	⑪ 御前岳	406.79	高山市・飛騨市	S.52.9.30
	⑫ 内唧洞	137.62	関市	S.52.9.30
	⑬ 祖師野	34.90	下呂市	S.52.9.30
	⑭ 烏帽子岳	21.24	大垣市	S.54.12.28
	⑮ 万波	127.43	飛騨市	S.54.12.28
	⑯ 小川	40.70	郡上市	S.56.7.21
緑地環境保全地域 （条例指定）	⑰ 小倉山	9.70	美濃市	S.48.3.31
	⑱ 鶴形山	8.70	美濃市	S.48.3.31
	⑲ 天瀑山	68.20	恵那市	S.48.3.31
	⑳ 南山丘陵	101.10	御嵩町	S.48.3.31
	㉑ 千光寺	37.95	高山市	S.51.2.3
	㉒ 荒城神社	1.16	高山市	S.52.9.30
	㉓ 久津八幡宮	3.42	下呂市	S.52.9.30
	㉔ 水無神社	10.35	高山市	S.53.3.31
	㉕ 日和田・小日和田	4.65	高山市	S.53.3.31
	㉖ 禅昌寺	5.28	下呂市	S.53.3.31
	㉗ 大船神社	7.05	恵那市	S.54.3.30
	㉘ 飯島	52.88	白川村	S.55.5.23
	㉙ 西漆山	11.10	飛騨市	S.55.5.23
	㉚ 諏訪神社	0.99	下呂市	S.58.10.21
㉛ 大山白山神社	3.90	白川町	S.59.11.6	
㉜ 馬籠	327.95	中津川市	H.17.2.25	
所管	県	環境生活政策課		

自然環境保全地域
緑地環境保全地域

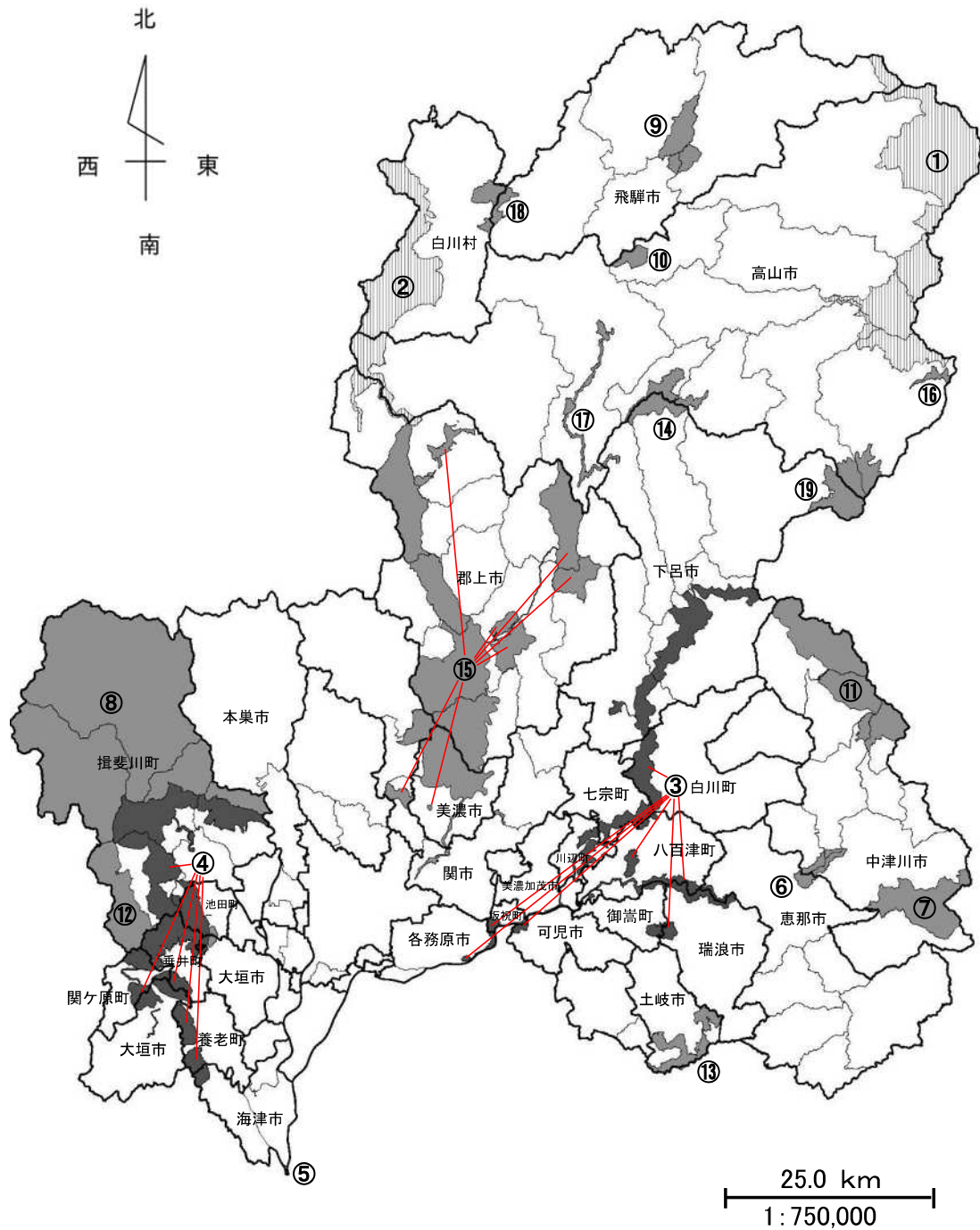


(C) 岐阜県

エ 自然公園指定区域

法律名	自然公園法（昭和32年法律第161号） 岐阜県立自然公園条例（昭和39年条例第45号）				
計画名	公園計画				
指定年月日	（下表参照）				
指定面積	195,093 ha				
	公園名	指定面積	指定地域を含む市町村名	指定年月日	
国立公園	①中部山岳	24,219 (県内分)	高山市、飛騨市	S. 9.12. 4 S. 59. 6.15	
	②白山	14,017 (県内分)	高山市、郡上市、白川村	S. 37.11.12 S. 53. 3.22 S. 61. 9.12 H. 24. 5. 7	
国定公園	③飛騨木曾川	14,413 (県内分)	瑞浪市、恵那市、美濃加茂市、各務原市、 可児市、下呂市、坂祝町、川辺町、七宗町、 八百津町、白川町、御嵩町	S. 39. 3. 3 H. 元. 6. 7	
	④揖斐 関ヶ原 養斐 原老	20,219	大垣市、本巣市、海津市、養老町、垂井町、 関ヶ原町、揖斐川町、池田町	S. 45.12.28 H. 元. 6. 7	
県立自然公園	⑤千本松原	42	海津市	S. 29. 9.14 H. 16. 9.16	
	⑥恵那峡	1,505	中津川市、恵那市	S. 29. 9.14	
	⑦胞山	5,027	中津川市、恵那市	S. 29. 9.14 S. 35. 8.30 H. 16. 3.18	
	⑧揖斐	52,834	揖斐川町	S. 31. 4.20 S. 44. 4. 1 S. 47. 4. 1	
	⑨奥飛騨 数河流 葉	2,959	飛騨市	S. 35. 8.30 S. 47. 4. 1 H. 16. 3.18	
	⑩宇津江 四十八 滝	800	高山市	S. 35. 8.30 H. 16. 3.18	
	⑪裏木曾	11,654	中津川市	S. 38. 1.22 H. 16. 9.16	
	⑫伊吹	5,450	大垣市、揖斐川町、池田町	S. 42. 3.17 H. 元. 6. 7 H. 12. 4.28	
	⑬土岐三国山	1,516	土岐市	S. 44. 4. 1 H. 16. 9.16	
	⑭位山舟山	2,656	高山市、下呂市	S. 44. 4. 1 H. 14. 4.16	
	⑮奥長良川	30,122	関市、美濃市、郡上市	S. 44. 4. 1 S. 60. 3. 5 H. 5. 7. 6 H. 16. 3.18	
	⑯野麦	428	高山市	S. 47. 4. 1	
	⑰せせらぎ溪谷	1,318	高山市、下呂市	H. 8. 4. 1	
	⑱天生	1,638	飛騨市、白川村	H. 10. 4. 1	
	⑲御嶽山	4,276	高山市、下呂市	H. 11. 4. 1	
	所管	国	環境省	県	環境生活政策課

自然公園指定区域



凡 例	
国立公園	
国定公園	
県立自然公園	

(C) 岐阜県

才 農 業 振 興 地 域

法 律 名	農業振興地域の整備に関する法律（昭和 44 年法律第 58 号）								
計 画 名	農業振興地域整備計画								
	圏域名	市町村名	地 域 名	範囲	地域指定年月日	計画策定年月日	農業振興地域面積 (ha)	農用地区域面積 (ha)	
指定地域	岐	岐阜市	岐 阜	一部	S49. 2. 9	S49. 7. 29	3,603	1,661	
		羽島市	羽 島	〃	S46. 8. 11	S49. 3. 20	3,660	1,054	
		各務原市	各 務 原	〃	S48. 3. 31	S49. 3. 30	2,963	797	
		山 県 市	山 県	〃	H17. 7. 12	H28. 6. 16	3,358	754	
		瑞穂市	瑞 穂	〃	H17. 7. 12	H17. 10. 12	1,014	415	
		本巣市	本 巣	〃	H17. 7. 12	R 4. 4. 1	5,638	1,591	
		北方町	北 方	〃	S56. 4. 10	S56. 10. 7	71	39	
	西	濃	大垣市	大 垣	〃	H18. 5. 2	H18. 12. 22	6,153	2,212
			海津市	海 津	〃	H17. 7. 12	H31. 2. 7	8,104	3,419
			養老町	養 老	〃	S45. 10. 13	S46. 3. 31	5,162	2,288
			垂井町	垂 井	〃	S46. 8. 11	S47. 3. 31	1,507	842
			関ヶ原町	関 ヶ 原	〃	S48. 12. 14	S49. 3. 30	767	181
			神戸町	神 戸	〃	S49. 2. 9	S49. 9. 30	1,491	644
			輪之内町	輪 之 内	全部	S46. 8. 11	S47. 3. 31	2,233	993
			安八町	安 八	一部	S46. 8. 11	S47. 3. 31	1,481	526
			揖斐川町	揖 斐 川	〃	H17. 7. 12	H19. 3. 23	5,522	1,535
			大野町	大 野	〃	S45. 10. 13	S46. 3. 31	2,815	1,079
			池田町	池 田	〃	S48. 12. 14	S49. 3. 30	2,263	820

指定地域	圏域名	市町村名	地域名	範囲	地域指定年月日	計画策定年月日	農業振興地域面積(ha)	農用地区域面積(ha)	
	中濃	関	関市	関	一部	H17. 7. 12	H19. 7. 3	7,820	1,990
美濃市			美濃	〃	S48. 12. 14	S49. 3. 30	1,415	300	
郡上市			郡上(旧八幡)	郡上(旧八幡)	〃	H17. 7. 12	S48. 3. 31	1,694	473
			郡上(旧大和)	郡上(旧大和)	〃		S46. 3. 31	2,184	791
			郡上(旧白鳥)	郡上(旧白鳥)	〃		S47. 3. 31	3,955	826
			郡上(旧高鷺)	郡上(旧高鷺)	〃		S47. 3. 31	2,818	766
			郡上(旧美並)	郡上(旧美並)	〃		S49. 3. 30	862	224
			郡上(旧明宝)	郡上(旧明宝)	〃		S48. 3. 31	1,663	330
			郡上(旧和良)	郡上(旧和良)	〃		S48. 3. 31	475	233
			美濃加茂市	美濃加茂	〃	S45. 10. 13	S49. 3. 30	3,493	1,447
可児市		可児	〃	S46. 8. 11	S47. 3. 31	2,386	598		
坂祝町		坂祝	〃	S46. 8. 11	S47. 6. 8	545	232		
富加町		富加	〃	S46. 8. 11	S49. 9. 19	796	326		
川辺町		川辺	〃	S46. 8. 11	S49. 9. 19	1,052	230		
七宗町		七宗	〃	S47. 11. 20	S49. 3. 30	1,147	141		
八百津町		八百津	〃	S46. 8. 11	S47. 5. 9	2,591	448		
白川町		白川	〃	S47. 11. 20	S49. 3. 30	2,906	773		
東白川村		東白川	〃	S47. 11. 20	S48. 7. 2	1,387	279		
御嵩町		御嵩	〃	S46. 8. 11	S47. 3. 31	1,282	280		
東濃		多治見市	多治見	〃	S48. 12. 14	S49. 7. 19	310	127	
	瑞浪市	瑞浪	〃	S46. 8. 11	S48. 9. 27	3,146	692		
	土岐市	土岐	〃	S47. 11. 20	S49. 3. 30	503	219		
	中津川市	中津川	〃	H17. 7. 12	H18. 2. 6	14,882	3,865		
	恵那市	恵那	〃	H17. 7. 12	H19. 9. 28	10,458	3,142		
飛驒	高山市	高山	〃	H17. 7. 12	H18. 2. 6	19,539	8,482		
	飛驒市	飛驒	〃	H17. 7. 12	H18. 3. 24	6,108	1,524		
	白川村	白川	〃	S47. 11. 20	S48. 3. 31	890	111		
	下呂市	下呂	〃	H17. 7. 12	H18. 10. 5	5,898	1,399		
	合計	—	—	—	—	160,010	51,095		

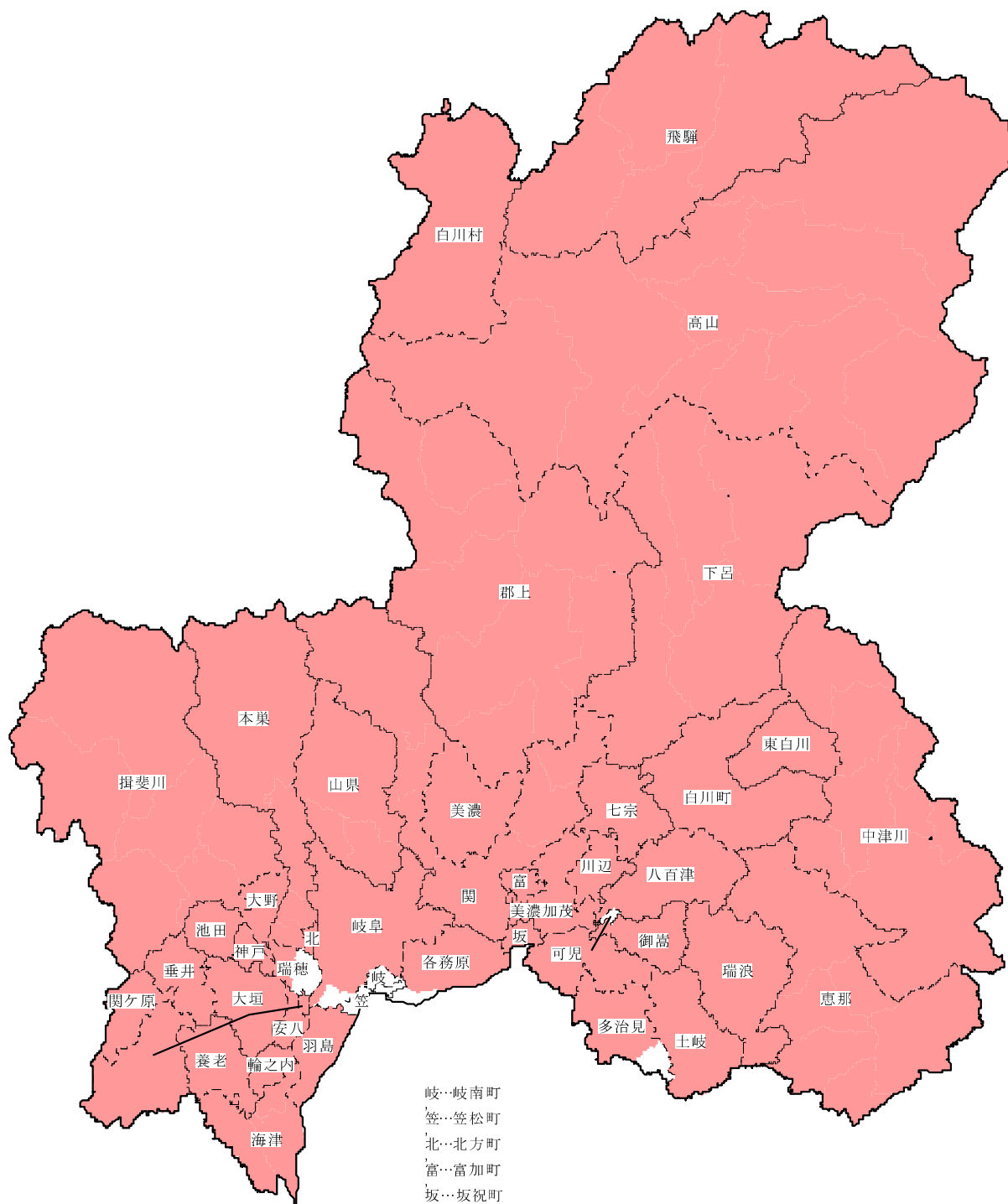
(令和4年12月31日現在)

- 指定地域数 40地域(40市町村)
- 未指定市町村 笠松町、岐南町

所管	国	農林水産省	県	農村振興課
----	---	-------	---	-------

(1) 農業振興地域

凡例	
農業振興地域	指定地域
岐阜県界	
市町村界	
引き込み線	



(C) 岐阜県

1 : 750000 20 km

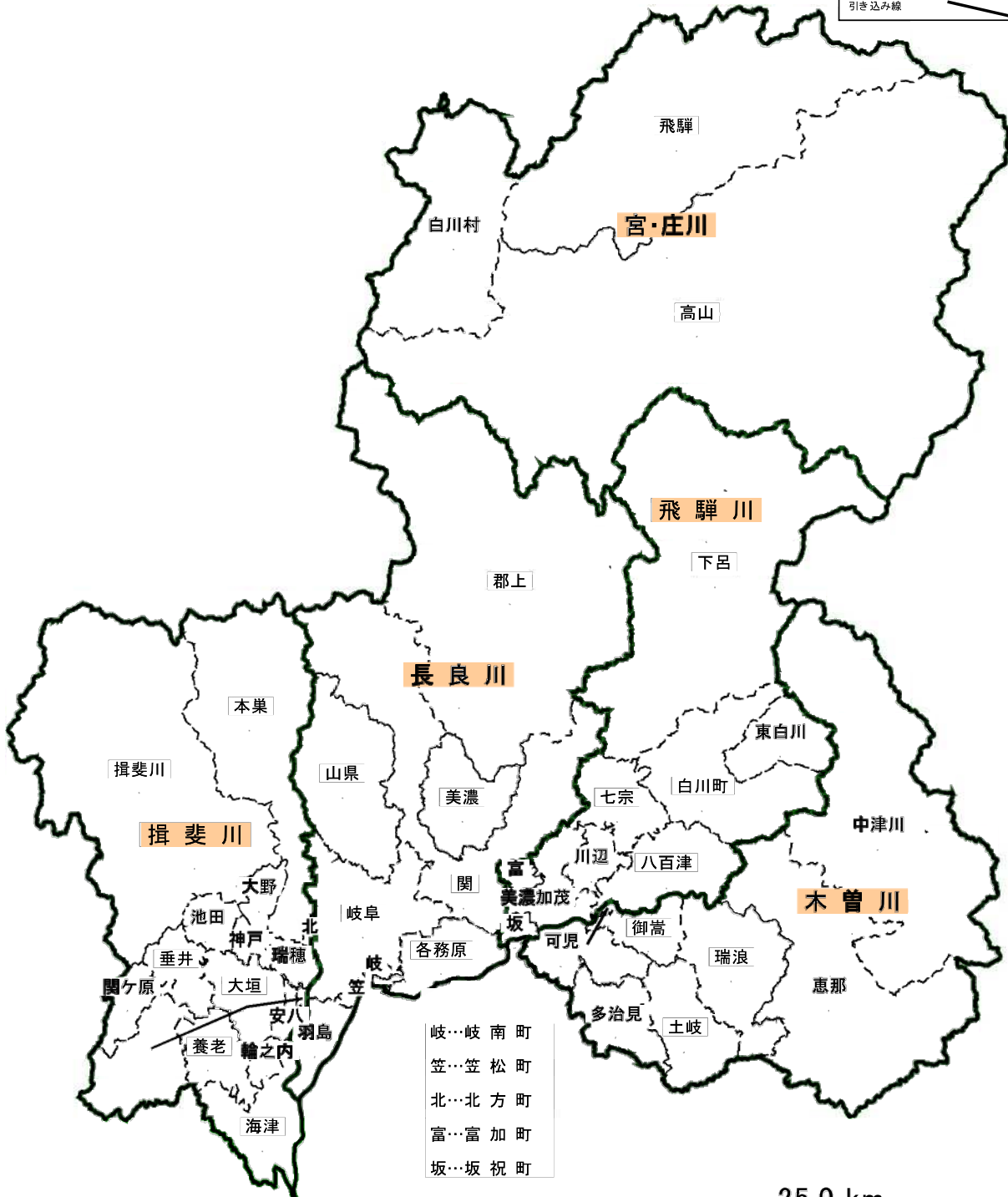
カ 森 林 計 画 区 域

法 律 名	森林法（昭和 26 年法律第 249 号）			
計 画 名	地域森林計画			
樹立又は変更 年 月 日	令和 5 年 12 月 26 日			
対 象 面 積	（編成面積）684,055ha			
対 象 地 域	森 林 計 画 区	圏 域 名	計 画 期 間	
	木 曾 川 （101,963ha）	（ 中 濃 ） （ 東 濃 ）	令和 5 年 4 月 1 日～ 令和 15 年 3 月 31 日	
	揖 斐 川 （120,221ha）	（ 西 濃 ） （ 岐 阜 ）	令和 6 年 4 月 1 日～ 令和 16 年 3 月 31 日	
	宮 ・ 庄 川 （191,471ha）	（ 飛 驒 ）	令和 2 年 4 月 1 日～ 令和 12 年 3 月 31 日	
	長 良 川 （162,774ha）	（ 岐 阜 ） （ 中 濃 ）	令和 3 年 4 月 1 日～ 令和 13 年 3 月 31 日	
	飛 驒 川 （107,626ha）	（ 中 濃 ） （ 飛 驒 ）	令和 4 年 4 月 1 日～ 令和 14 年 3 月 31 日	
	注）○編成面積は、地域森林計画対象森林面積（令和 6 年 3 月 31 日現在）			
所 管	国	林 野 庁	県	林 政 課

森林計画区域



凡例	
森林計画区	
(計画区名)	
岐阜県界	
市町村界	
引き込み線	



岐…岐南町
 笠…笠松町
 北…北方町
 富…富加町
 坂…坂祝町

25.0 km
 1:750,000

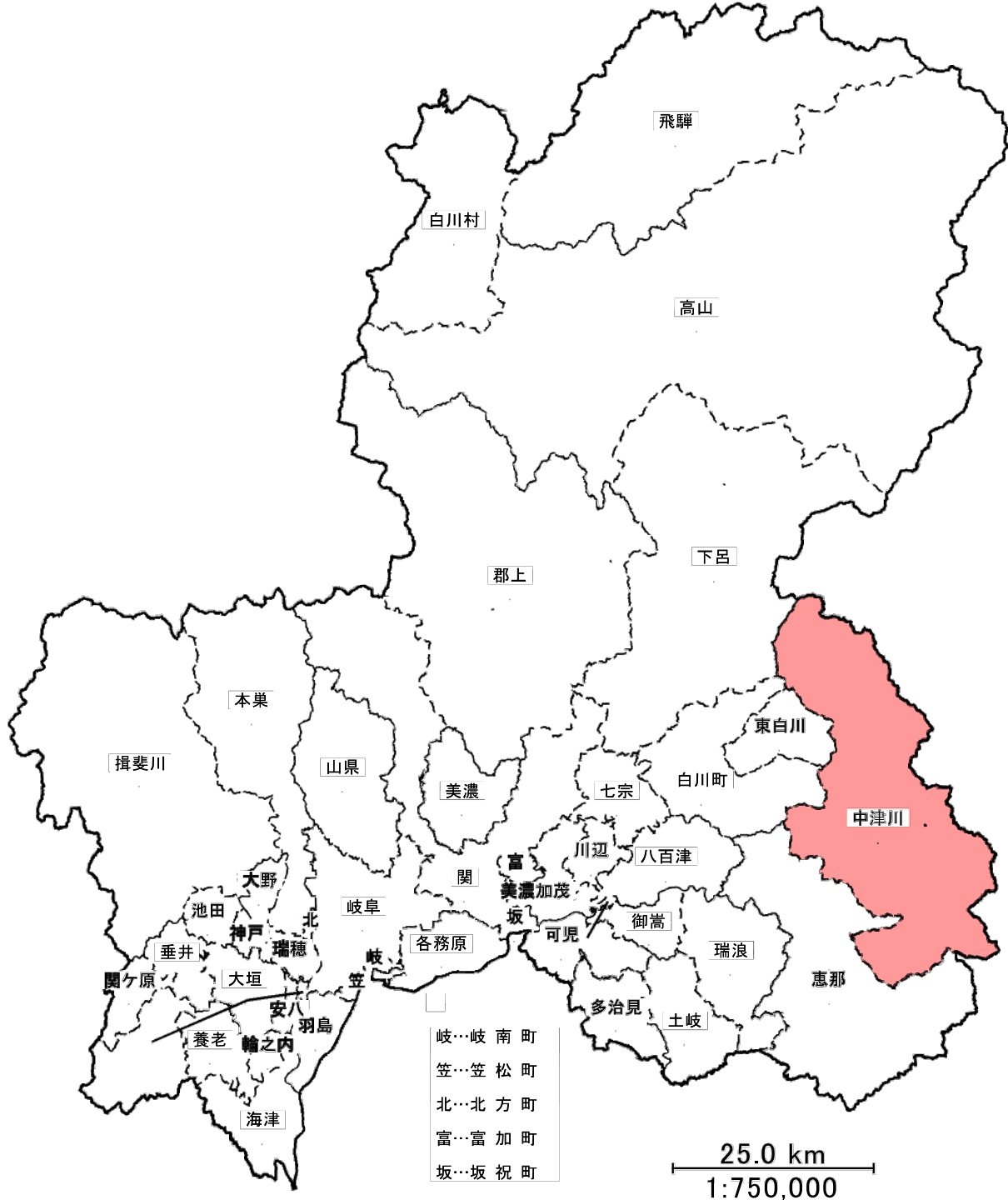
キ 地震防災対策強化地域

法律名	大規模地震対策特別措置法（昭和 53 年 6 月 15 日法律第 73 号） 地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（昭和 55 年 5 月 28 日法律第 63 号）			
計画名	地震対策緊急整備事業計画			
指定年月日	昭和 54 年 8 月 7 日総理府告示第 26 号			
指定面積	676.45 km ²			
指定地域	中津川市			
備考				
所管	国	内閣府	県	防災課

地震防災対策強化地域



凡例	
地震防災対策強化地域	
指定地域	
岐阜県界	
市町村界	
引き込み線	



(C) 岐阜県

第3部 資料

(1) 人口の推移

(単位：人)

総人口	平12年 (国調)	平17年 (国調)	平22年 (国調)	平27年 (国調)	令2年 (国調)
岐阜圏域	794,691	802,218	807,571	799,766	793,551
西濃圏域	393,645	391,637	385,021	372,399	358,439
中濃圏域	388,108	388,877	382,570	373,712	364,282
東濃圏域	363,599	358,884	348,085	336,954	323,574
飛騨圏域	169,697	165,610	157,526	149,072	138,896
岐阜圏域					
岐阜市	415,085	413,367	413,136	406,735	402,557
羽島市	64,713	66,730	67,197	67,337	65,649
各務原市	141,765	144,174	145,604	144,690	144,521
山県市	30,951	30,316	29,629	27,114	25,280
瑞穂市	46,571	50,009	51,950	54,354	56,388
本巣市	33,900	34,603	35,047	33,995	32,928
岐南町	22,137	22,776	23,804	24,622	25,881
笠松町	22,319	22,696	22,809	22,750	22,208
北方町	17,250	17,547	18,395	18,169	18,139
西濃圏域					
大垣市	161,827	162,070	161,160	159,879	158,286
海津市	41,204	39,453	37,941	35,206	32,735
養老町	33,256	32,550	31,332	29,029	26,882
垂井町	28,935	28,895	28,505	27,556	26,402
関ヶ原町	9,110	8,618	8,096	7,419	6,610
神戸町	20,750	20,830	20,065	19,282	18,585
輪之内町	9,141	9,419	10,028	9,973	9,654
安八町	15,078	15,263	15,271	14,752	14,355
揖斐川町	27,453	26,192	23,784	21,503	19,529
大野町	23,071	23,788	23,859	23,453	22,041
池田町	23,820	24,559	24,980	24,347	23,360

(単位：人)

総人口	平12年 (国調)	平17年 (国調)	平22年 (国調)	平27年 (国調)	令2年 (国調)
中濃圏域					
関市	92,061	92,597	91,418	89,153	85,283
美濃市	24,662	23,390	22,629	20,760	19,247
美濃加茂市	50,063	52,133	54,729	55,384	56,689
可児市	93,463	97,686	97,436	98,695	99,968
郡上市	49,377	47,495	44,491	42,090	38,997
坂祝町	8,853	8,552	8,361	8,202	8,071
富加町	5,835	5,710	5,516	5,564	5,626
川辺町	11,013	10,838	10,593	10,197	9,860
七宗町	5,234	4,870	4,484	3,876	3,402
八百津町	13,632	12,935	12,045	11,027	10,195
白川町	11,282	10,545	9,530	8,392	7,412
東白川村	2,980	2,854	2,514	2,261	2,016
御嵩町	19,653	19,272	18,824	18,111	17,516
東濃圏域					
多治見市	115,740	114,876	112,595	110,441	106,732
中津川市	85,004	84,080	80,910	78,883	76,570
瑞浪市	42,298	42,065	40,387	38,730	37,150
恵那市	57,274	55,761	53,718	51,073	47,774
土岐市	63,283	62,102	60,475	57,827	55,348
飛騨圏域					
高山市	97,023	96,231	92,747	89,182	84,419
飛騨市	30,421	28,902	26,732	24,696	22,538
下呂市	40,102	38,494	36,314	33,585	30,428
白川村	2,151	1,983	1,733	1,609	1,511
県計	2,109,740	2,107,226	2,080,773	2,031,903	1,978,742

(注) 平成12年の人口には、旧長野県木曾郡山口村（平成17年2月13日中津川市と合併）の人口を含んでいる。令和2年の人口は確報値である。

(2) 産業別就業者数

(単位：人)

産業別就業者	平成 27 年 (国調)			令和 2 年 (国調)		
	第1次産業	第2次産業	第3次産業	第1次産業	第2次産業	第3次産業
岐 阜 圏 域	7,708	108,901	259,365	6,788	103,476	261,035
西 濃 圏 域	6,190	64,682	109,639	5,263	61,811	106,046
中 濃 圏 域	5,660	74,336	105,177	4,857	70,520	100,740
東 濃 圏 域	4,549	58,067	102,293	3,887	55,370	97,574
飛 騨 圏 域	7,243	20,407	51,222	6,650	18,919	48,445
岐 阜 圏 域						
岐 阜 市	3,187	47,019	138,142	2,854	44,827	140,487
羽 島 市	734	10,399	20,320	609	9,619	20,684
各 務 原 市	945	23,462	43,795	878	22,123	43,134
山 県 市	471	5,618	7,625	416	5,073	7,291
瑞 穂 市	580	7,992	17,224	581	7,994	18,033
本 巢 市	1,316	5,013	10,153	1,065	4,818	9,691
岐 南 町	221	3,651	8,059	175	3,655	8,402
笠 松 町	112	3,163	7,464	94	2,935	7,254
北 方 町	142	2,584	6,583	116	2,432	6,059
西 濃 圏 域						
大 垣 市	1,169	25,646	49,431	1,008	25,178	48,787
海 津 市	1,365	6,323	10,451	1,082	5,871	9,485
養 老 町	499	5,549	8,377	433	4,819	7,743
垂 井 町	239	5,415	7,266	288	5,239	6,978
関 ヶ 原 町	171	1,485	1,900	137	1,257	1,849
神 戸 町	408	3,526	5,420	420	3,486	5,308
輪 之 内 町	196	1,948	2,797	181	1,970	2,791
安 八 町	230	2,537	4,316	188	2,574	4,374
揖 斐 川 町	716	3,631	6,027	509	3,276	5,549
大 野 町	738	4,070	6,940	623	3,687	6,537
池 田 町	459	4,552	6,714	394	4,454	6,645

(単位：人)

産業別就業者	平成 27 年（国調）			令和 2 年（国調）		
	第1次産業	第2次産業	第3次産業	第1次産業	第2次産業	第3次産業
中濃圏域						
関市	902	19,379	25,063	839	18,427	23,721
美濃市	215	5,167	5,301	219	4,595	4,975
美濃加茂市	845	11,024	15,390	719	11,232	15,963
可児市	674	17,474	28,681	525	16,136	26,331
郡上市	1,413	7,351	12,645	1,279	6,901	12,182
坂祝町	127	1,748	2,092	118	1,696	2,222
富加町	176	1,239	1,518	135	1,165	1,419
川辺町	134	2,066	2,900	91	2,089	2,951
七宗町	117	745	966	99	621	831
八百津町	177	2,247	2,858	144	2,090	2,774
白川町	451	1,809	1,991	340	1,596	1,867
東白川村	224	459	563	172	430	508
御嵩町	205	3,628	5,209	177	3,542	4,996
東濃圏域						
多治見市	293	16,394	36,422	308	15,327	34,970
中津川市	2,153	15,860	20,873	1,800	15,375	20,220
瑞浪市	461	5,894	12,267	404	5,813	11,534
恵那市	1,435	9,108	14,980	1,152	8,611	14,136
土岐市	207	10,811	17,751	223	10,244	16,714
飛騨圏域						
高山市	5,264	11,134	31,975	4,825	10,266	30,729
飛騨市	1,064	4,128	7,359	991	3,949	6,863
下呂市	893	4,938	11,145	809	4,488	10,154
白川村	22	207	743	25	216	699
県計	31,350	326,393	627,696	27,445	310,096	613,840

注) 不詳補完によらない

(3) 財政力指数

市町村名	元年度 (29+30+元) ÷ 3	2年度 (30+元+2) ÷ 3	3年度 (元+2+3) ÷ 3	4年度 (2+3+4) ÷ 3	5年度 (3+4+5) ÷ 3
岐阜市	0.87	0.87	0.85	0.84	0.82
大垣市	0.88	0.88	0.86	0.85	0.83
高山市	0.53	0.53	0.52	0.53	0.53
多治見市	0.74	0.73	0.71	0.70	0.68
関市	0.62	0.63	0.61	0.61	0.59
中津川市	0.50	0.50	0.50	0.49	0.49
美濃市	0.55	0.56	0.54	0.54	0.53
瑞浪市	0.63	0.64	0.64	0.62	0.60
羽島市	0.77	0.78	0.77	0.76	0.74
恵那市	0.46	0.46	0.45	0.45	0.44
美濃加茂市	0.82	0.82	0.81	0.78	0.76
土岐市	0.68	0.69	0.67	0.66	0.66
各務原市	0.89	0.90	0.88	0.87	0.85
可児市	0.88	0.89	0.87	0.84	0.81
山県市	0.40	0.40	0.40	0.40	0.40
瑞穂市	0.78	0.79	0.76	0.74	0.72
飛騨市	0.31	0.32	0.32	0.33	0.34
本巣市	0.58	0.58	0.56	0.54	0.53
郡上市	0.31	0.32	0.32	0.32	0.32
下呂市	0.34	0.34	0.33	0.33	0.33
海津市	0.49	0.49	0.48	0.47	0.45
市計	(0.62)	(0.62)	(0.61)	(0.60)	(0.59)
	0.68	0.68	0.67	0.66	0.65
岐南町	0.96	0.95	0.93	0.91	0.89
笠松町	0.72	0.72	0.71	0.69	0.67
養老町	0.63	0.63	0.61	0.59	0.58

市町村名	元年度 (29+30+元)÷3	2年度 (30+元+2)÷3	3年度 (元+2+3)÷3	4年度 (2+3+4)÷3	5年度 (3+4+5)÷3
垂井町	0.73	0.73	0.70	0.69	0.67
関ヶ原町	0.52	0.52	0.50	0.47	0.45
神戸町	0.72	0.71	0.68	0.66	0.63
輪之内町	0.63	0.63	0.60	0.57	0.57
安八町	0.64	0.63	0.61	0.59	0.58
揖斐川町	0.48	0.47	0.46	0.45	0.45
大野町	0.64	0.63	0.61	0.60	0.58
池田町	0.64	0.63	0.61	0.60	0.60
北方町	0.62	0.62	0.60	0.60	0.60
坂祝町	0.60	0.60	0.56	0.52	0.49
富加町	0.49	0.49	0.46	0.44	0.42
川辺町	0.46	0.47	0.45	0.44	0.43
七宗町	0.29	0.29	0.27	0.25	0.24
八百津町	0.41	0.42	0.41	0.41	0.40
白川町	0.29	0.29	0.28	0.27	0.27
東白川村	0.16	0.16	0.16	0.16	0.15
御嵩町	0.65	0.65	0.63	0.61	0.59
白川村	0.35	0.36	0.34	0.33	0.32
町村計	(0.55)	(0.55)	(0.53)	(0.52)	(0.50)
	0.58	0.58	0.56	0.55	0.54
計	(0.59)	(0.59)	(0.57)	(0.56)	(0.55)
	0.66	0.66	0.65	0.64	0.63

(注) 1 ()内は単純平均

2 計算基礎となる基準財政需要額、基準財政収入額には錯誤及び合併算定替による増減分は反映されない。

(4) 市町村コード表

市 分		町 村 分	
岐 阜 市	2 1 2 0 1	羽 島 郡	
大 垣 市	2 1 2 0 2	岐 南 町	2 1 3 0 2
高 山 市	2 1 2 0 3	笠 松 町	2 1 3 0 3
多 治 見 市	2 1 2 0 4	養 老 郡	
関 市	2 1 2 0 5	養 老 町	2 1 3 4 1
中 津 川 市	2 1 2 0 6	不 破 郡	
美 濃 市	2 1 2 0 7	垂 井 町	2 1 3 6 1
瑞 浪 市	2 1 2 0 8	関 ヶ 原 町	2 1 3 6 2
羽 島 市	2 1 2 0 9	安 八 郡	
恵 那 市	2 1 2 1 0	神 戸 町	2 1 3 8 1
美 濃 加 茂 市	2 1 2 1 1	輪 之 内 町	2 1 3 8 2
土 岐 市	2 1 2 1 2	安 八 町	2 1 3 8 3
各 務 原 市	2 1 2 1 3	揖 斐 郡	
可 児 市	2 1 2 1 4	揖 斐 川 町	2 1 4 0 1
山 県 市	2 1 2 1 5	大 野 町	2 1 4 0 3
瑞 穂 市	2 1 2 1 6	池 田 町	2 1 4 0 4
飛 騨 市	2 1 2 1 7	本 巢 郡	
本 巢 市	2 1 2 1 8	北 方 町	2 1 4 2 1
郡 上 市	2 1 2 1 9	加 茂 郡	
下 呂 市	2 1 2 2 0	坂 祝 町	2 1 5 0 1
海 津 市	2 1 2 2 1	富 加 町	2 1 5 0 2
		川 辺 町	2 1 5 0 3
		七 宗 町	2 1 5 0 4
		八 百 津 町	2 1 5 0 5
		白 川 町	2 1 5 0 6
		東 白 川 村	2 1 5 0 7
		可 児 郡	
		御 嵩 町	2 1 5 2 1
		大 野 郡	
		白 川 村	2 1 6 0 4

(5) 岐阜県内の合併状況

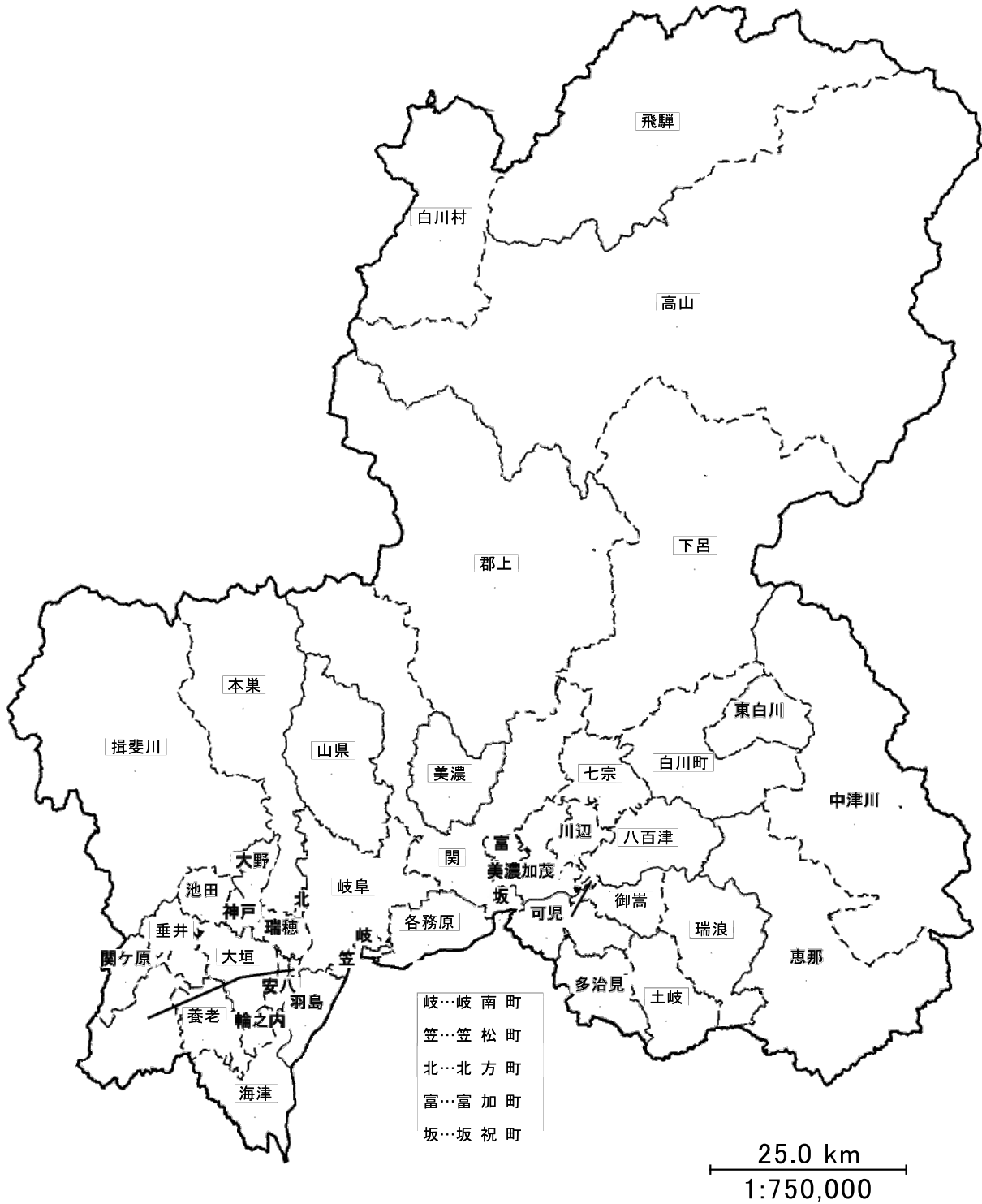
平成以降の合併市町村

	新市町村名	旧市町村名	合併方式	合併期日	市町村人口計 (人)	市町村面積計 (ha)
1	山 県 市	高富町、伊自良村、美山町	新設	平成 15 年 4 月 1 日	25,280	22,198
2	瑞 穂 市	穂積町、巢南町	新設	平成 15 年 5 月 1 日	56,388	2,819
3	飛 騨 市	古川町、河合村、宮川村、 神岡町	新設	平成 16 年 2 月 1 日	22,538	79,253
4	本 巢 市	本巢町、真正町、糸貫町、 根尾村	新設	平成 16 年 2 月 1 日	32,928	37,465
5	郡 上 市	八幡町、大和町、白鳥町、 高鷲村、美並村、明宝村、 和良村	新設	平成 16 年 3 月 1 日	38,997	103,075
6	下 呂 市	萩原町、小坂町、下呂町、 金山町、馬瀬村	新設	平成 16 年 3 月 1 日	30,428	85,121
7	恵 那 市	恵那市、岩村町、山岡町、 明智町、串原村、上矢作町	新設	平成 16 年 10 月 25 日	47,774	50,424
8	各務原市	各務原市、川島町	各務原市 への編入	平成 16 年 11 月 1 日	144,521	8,781
9	揖斐川町	揖斐川町、谷汲村、春日村、 久瀬村、藤橋村、坂内村	新設	平成 17 年 1 月 31 日	19,529	80,344
10	高 山 市	高山市、丹生川村、清見村、 荘川村、宮村、久々野町、 朝日村、高根村、国府町、 上宝村	高山市へ の編入	平成 17 年 2 月 1 日	84,419	217,761
11	関 市	関市、洞戸村、板取村、 武芸川町、武儀町、 上之保村	関市への 編入	平成 17 年 2 月 7 日	85,283	47,233
12	中津川市	中津川市、坂下町、川上村、 加子母村、付知町、福岡町、 蛭川村、長野県山口村	中津川市 への編入	平成 17 年 2 月 13 日	76,570	67,645
13	海 津 市	海津町、平田町、南濃町	新設	平成 17 年 3 月 28 日	32,735	11,203
14	可 児 市	可児市、兼山町	可児市へ の編入	平成 17 年 5 月 1 日	99,968	8,757
15	岐 阜 市	岐阜市、柳津町	岐阜市へ の編入	平成 18 年 1 月 1 日	402,557	20,360
16	多 治 見 市	多治見市、笠原町	多治見市 への編入	平成 18 年 1 月 23 日	106,732	9,125
17	大 垣 市	大垣市、上石津町、墨俣町	大垣市へ の編入	平成 18 年 3 月 27 日	158,286	20,657

(6) 白地図



凡例	
岐阜県界	
新市町村界	
引き込み線	



岐…岐南町
 笠…笠松町
 北…北方町
 富…富加町
 坂…坂祝町

(C) 岐阜県